HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本「百因縁集」上巻訓読
著者	鈴木，英之；SUZUKI，Hideyuki
引用	北海学園大学人文論集(70)：218(25)-146(97)
発行日	2021-03-31

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本『百因縁集』上巻訓読

鈴木　英之
北海道説話文学研究会

名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本『百因縁集』訓読について

■解説

本稿は、『北海学園大学人文論集』第六十八号に掲載した「名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本『百因縁集』上巻」翻刻編（二〇二〇年三月。以下「前稿」。http://hokuga.hgu.jp/dspace/handle/123456789/3997°二〇二一年二月確認）に続く、訓読編である。書誌情報や本文の特徴、また、出典・類話などについては前稿において述べたので参照されたい。

前稿における翻刻作業においては、名古屋大学附属図書館蔵小林文庫本『百因縁集』（以下、「『百因縁集』」）の文字を、可能な限り底本の表記に近づけた。しかし、底本には明確な誤りと考えられる文字や訓点の配置（翻刻編で訓点を省いたのは、そのためである）、あるいは漢字の書き分けの不備が散見され、翻刻のままでは訓読が困難と考えられる部分が存在している。よって、訓読文を作成するにあたり、必要に応じて後の「凡例」に示した作業を行った。

『百因縁集』に収録された説話の関係説話については、限定的ではあるが前稿で一覧表を示した。本稿においても可能なものについては、説話の末尾に関連説話として説話の一覧を付した。

（二五）

■『百因縁集』の全体像について

以下では現時点の可能な限りで『百因縁集』の全体像について述べておきたい。

(1) 巻数

現存している『百因縁集』は上巻のみである。「上下」の二巻構成であったのか、「上中下」の三巻構成であったのかは現時点で不明である。上巻に収録された説話は五十六話で、書名である「百因縁」の「百」をそのまま収録説話数とみるのであれば、残りの巻に収録されていた説話は四十四話となる。上巻に五十六話を収めたことから考えれば、上巻五十六話・下巻四十四話前後の収録であったと推察ができよう。

一方、『百因縁集』と類似の書名を持つ『私聚百因縁集』(住信著。跋文によれば正嘉元年〔一二五七〕成立)は題に「百」とありながら、説話を百四十七話収録しており、「百」を大きく超えている(『私聚百因縁集』における話数の問題については、追塩千尋「現存『私聚百因縁集』の時代認識」〔『北海学園大学人文論集』第四十六号所収。二〇一〇年、北海学園大学。のち、『中世説話の宗教世界』〔二〇一三年、和泉書院〕に収録〕も参照されたい)。『私聚百因縁集』に収録された一部の説話については後補の可能性があるが、後補と考えられる説話を除いても百二十話前後であり、百話を超える。『私聚百因縁集』の「百」が「おおよそ百」を意味するのであれば、『百因縁集』の「百」も「ちょうど百話」の意味とは断定できず、収録説話数によっては上中下巻構成であった可能性が残る。

また、現存している『百因縁集』には北宋の慧洪の著書である『林間録』を引用した序文・跋文が備わっていることから考えて、「上巻の一巻のみであった」可能性もあろう。

以上のことから、現時点では『百因縁集』の巻数は二巻構成であった可能性が高いとしつつ、一巻、あるいは三巻構成であった可能性も否定できないとしておきたい。

(2) 説話の配置

『百因縁集』には五十六話の説話が収録されているが、各説話の舞台となった地域を左の表のように整理してみ

た。

整理の方法であるが、説話内に舞台となった地名が明記されている場合は、その地名に従って分類した。説話内に地名が明記されてはいないが、関係説話や類話から地域を推定できる説話はその地域に分類した。また、釈尊やその弟子が登場している説話、あるいは本生譚と判断できる説話はインド（天竺）の説話とした。

名詞の書き換え、あるいは地名の明記が確認できないために説話の舞台となった地域を特定できなかった説話は保留とし[1]、番号を記入しなかった。

インド	1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、14、19、22、27、28、29、30、31、34、35、37、38、43、44、47、52、53、54、55
中国	序、20、跋
日本	15、46、49

右の表のように、インド関係の説話が大半である。『百因縁集』では『今昔物語集』や『私聚百因縁集』『三国伝記』といった他の説話集のように、目録において明確に天竺・震旦・本朝といった分類をしてはいないが、おおよそインド関係の説話を中心に収録したものと判断できる。中・下巻、または下巻が存在した場合、中国・日本関係の説話の大半はそれらの巻に収録されていたか、あるいは、本書の大元となった仏書はインド関係の説話のみを採録しており、書写のいずれかの段階で中国関係・日本関係の説話を補入して現『百因縁集』の形になったものと推察できよう。

『百因縁集』においては、『今昔物語集』における二話一類・三話一類の傾向はうかがえない。また、『三国伝記』のように梵・漢・和が循環するような配列もとっていない。

『百因縁集』収録の説話は国王と仏法との関係、あるいは羅漢についての説話が多い（索引参照）ものの、総じて説話間の関係は希薄である。第二話の冒頭に「同論に云はく」と第一話の「大荘厳論に云はく」を受けた書き出しが見えるが、第一話・第二話ともに『大荘厳論経』

に関係説話が確認できておらず（第一話は『三国伝記』巻第一の四話の本文に近いが、同話の題の割注には「明八字法花、依大荘厳論」の文が見える。あるいは共通の出典を持つか）、第二話の冒頭が第一話を受けたとは断言できない。鼇頭に「唱仏名」を持つ第六話・第七話も内容自体は連続していない。

十六話から二十一話まで（十七話欠）の五話は母親が物語上で重要な位置にあり、一定の繋がりが認められる。また、五十話・五十一話は貧女が地蔵・吉祥天を供養したことで田植えや耕作の際に功徳を得た説話が収録されている。

【注】

①地域を特定した一例を挙げると、翻刻編でも紹介したように、二十七話（関係説話については、同話の注を参照）で妻が夫を訴えた先を日本の職名である「検非違使」としている。しかし、『経律異相』『法苑珠林』では「官」、『宝物集』二巻本・三巻本では「おほやけ」としている。『宝物集』七巻本は二系統の伝本が確認されているが、双方共に「検非違使」となっており、伝本間での用語変化が認められる。『百因縁集』の二十七話は出典を追うことで『大智度論』に大本となった説話が存在し、その中に記されている地名によってインド関係の説話と確認できた。

■凡　例

1、『百因縁集』の底本は前稿同様に名古屋大学附属図書館蔵（小林文庫）本とし、前稿における翻刻文を元に訓読文を作成した。『百因縁集』については『説話文学研究叢書　第八巻　小林忠雄集』（二〇〇四年、クレス出版）に全文の影印が収められている。また名古屋大学附属図書館のホームページ（http://www.nul.nagoya-u.ac.jp/cgi-bin/wakan/wa.cgi?i=k37。二〇二一年二月確認）ではPDFファイルが公開されている。

今回の訓読文はクリエイティブ・コモンズ「表示-継承」のライセンス下で利用が可能であるが、追加条件が適用される場合がある。詳細については名古屋大学

附属図書館のホームページ内の「データベースの利用について」を参照されたい。

2、底本と前稿の翻刻を元に訓読文を作成した。底本に見られる訓点のうち、誤写・誤記と思われるものは訓読文を作成する際に改めている（一部は注を付した）。

3、漢字は全て現在通用の字体に改めた。合字は分割した。

4、必要に応じて改行を行い、改行後の行頭を一字下げた。

5、訓読文を作成する際に補った文字は平仮名で表記した。本文に片仮名で記された文字はそのまま片仮名で記したが、底本において漢字で表記された助詞・助動詞は片仮名に改めた。また、仮名には必要に応じて濁点を施した。

【例】「而〈吾令レ聞二仏法一給」→
「而らバ吾に仏法を聞かシメ給へ」

6、引用・会話・独白と思われる部分には必要に応じて鉤括弧（「」）を施した。鉤括弧内における引用・会話・独白、及び書名には二重鉤括弧（『』）を施した。

7、必要に応じて句読点および中点を施した。

8、割注部には山括弧（〈〉）を施した。

9、底本の頭注・脚注・傍注については、翻刻編で行った異本注記の検討成果を元に訓読文に反映させた（一部は注を付した）。ミセケチ部は省略した。補入については底本の指示に従った。

10、判読不能な字、あるいは疑義のある字については注を付し、残画から文字が類推できた場合は四角囲いで文字を表記し、判読不可能な場合は「□」とした。

11、各話末に注と関係説話の一覧を付した。注の番号は一話毎の番号である。

12、訓読文を配する便宜上、各話の注の前に空白行を一行、後に空白行を二行挿入した。

13、末尾に簡易な索引を付した。

訓読担当（翻刻・訓読期間：二〇一六年～二〇一九年）

追塩千尋　四、五、六、二十、二十一、三十六、三十七、五十、五十一

鈴木英之　三十四、三十五、四十八、四十九

（二九）

高谷和明　五十五　三
竹ヶ原康弘　目次、序文、十二、十三、二十七、二十八、四十三、四十四、五十六、跋文　四
新田沙織　十五、二十九、三十　五
野本東生　一、二、三、十四、十六、十八、十九、三十一、三十二、三十三、四十五　七
林晃平　九、二十二、二十三、三十八、四十六、四十七　八
細田季男　七、八、二十四、二十五、三十九、四十、五十三、五十四　九
米山孝子　十、十一、二十六、四十一、四十二、五十二　十

（五十音順）

（文責：竹ヶ原）

■訓読文

百因縁集上巻并びに目録[1]

一　国王、大法を求むる事〈提婆品ニ付く[2]〉。　十一
二　一人の罪人地獄を免る事[3]〈地蔵ニ付く〉。　十二
五百[4]人の后の事〈聞法に付く〉。　十三
鳩尸那国抜提河の事〈闍王に付く〉。　十四
天竺に道行く事〈善根修めザルを悔ゆる事〉。　十五
迦毘羅城に仏法無き事〈釈迦に付く〉。　十六
舎衛国五百盗人の事〈五百羅漢ナリ〉。　十七
深山の僧、誦経する事〈蛇猿狐兎に付く〉。　十八
満財長者の事〈釈迦教化ニ付く〉。　十九
目連尊者の弟の事〈善を修め天に生ずベキ事〉。　廿
迦毘羅国の卒都婆の事〈釈迦因位に付く〉。　廿一
魔訶陀国の貧女と老母の事〈王の后と成る事〉。　廿二
僧、阿弥陀仏を念ずる事〈子、母ニ教うる孝の事〉。　廿三
舎衛国の俗の家に仏宿る事〈因果を知る〉。　廿四
伯耆大山の事〈因果を知る事〉。　廿五
俗、妻に教ヘラレ母を射る事〈不孝の事に付く〉。　廿六
長者の家人、物を負ふ事。　廿七
人、犬を打ち哭かシムル事〈因果を知る事〉。　廿八
舎衛国の憍梵の事。　廿九
閻魔王宮に僧、同法の僧を尋ぬる事。　三十

廿一　天和の事〈負物を反ヘサズ馬と作る事十三才〉。
廿二　迦旃延の事〈女人を教化して仏法を弘む〉。
廿三　山寺の百人の僧の事〈修行して羅漢と成る事〉。
廿四　寺の材木を曳く牛の事〈仏に物を借りて返さザル事〉。
廿五　俗人、母の負物を徴る事〈不孝ニ付く〉。
廿六　太子、眼を抜く事〈提婆品・釈迦の事に付く〉。
廿七　絵師、金を以て善を修むる事〈国王と作る事〉。
廿八　百廿歳の僧の事〈羅漢に付く〉。
廿九　和頼多の事〈出家修道ニ付く〉。
卅　恒河の側の貧女の事〈出家の天人の事に付く〉。
卅一　五百人の王子の事〈五百羅漢に付く〉。
卅二　内裏の火災の事〈離欲に付く〉。
卅三　西国の俗人の事〈観音ニ付く〉。
卅四　国王の菓子の事〈仏法の望に付く〉。
卅五　舎衛国の勝義女の事〈慈悲に付く〉。
卅六　山里の俗人の事〈妻の事、出身□[5]に付く〉。
卅七　人天蓋の事〈笠の恵の事〉。
卅八　摩訶陀国の五百人の王子の事〈不浄の油ニ付く事〉。
卅九　大臣ノ子の事〈正直ノ盗人に付く〉。
四十　玄遥・紫丹、二人の后の事〈仏法に付く〉。
四十一　千両の金を以て一行の文を買ふ事。
四十二　鷹、鶉を放つ事〈恩を知らザル者に付く〉。
四十三　波羅奈国の貧女の事〈身ヲ売り仏僧に供ふる事〉。
四十四　屈太、慈悲を以て地獄を破る事。[6]
四十五　田舎の僧の妻の事〈二帰の事に付く〉。
四十六　法性寺の住僧の事〈仏の物を借りて返さザル事〉。
四十七　波羅奈国に抜眼せラルル事〈法花経に付く〉。
四十八　俗人、国王に頸を免ぜラルル事〈仏法を信じ神反を現す〉。
四十九　越前国の猿に経を書く事。
五十　貧女、地蔵菩薩に仕ふる事。
五十一　貧女、吉祥天に仕ふる事。
五十二　誦経して命を延ばす事〈釈迦・弥勒に付く〉。
五十三　南天竺五百人の釣人の事〈五百羅漢に付く〉。

（三一）

五十四　鳩睒弥国の持経者の事〈母を助くる事〉。
五十五　天竺の賢直の事。
五十六　猟師、鷹を取る事〈五百羅漢に付く〉。

【注】

①底本「縁」。誤記と見て改めた。
②底本「〈付提婆品〉」。底本は付に二点なし。
③「事」を欠くため、書写時の欠落と見て補った。
④底本「五人后事」。本文に従い「五百人」に改めた。
⑤底本判読不可能。
⑥注③と同様に「事」を欠くため、書写時の欠落と見て補った。

位ニ居る高人モ、遂ニ無常ノ風ニ催レ、形を隠す貴女も定めて黄泉道ニ赴く。生者必滅ノ理、何物も無常ニ帰すに非ざるや。仍りて聴聞ノ功ヲ以て、後世ノ因ト成さむ。孝養ノ文を記シテ、菩薩ノ縁を結ぶノミ。

『林間録』[1]に云はく、「衛嶽ノ楚雲[2]上人ハ、唐の末ニ生まる。行に至ること有り。嘗て刺したる血にて『妙法蓮花経』一部を写ス。長さ七寸広さ四寸にシテ厚さ之の半ばタリ。梅檀ノ匣を作り、福厳三生蔵に蔵ム。又八字ヲ其上ニ刻みテ曰はく「若し此の経ヲ開クならば、誓クバ慈[4]氏に同じからン」と。皇祐[5]ノ間に、貴人有りて遊山シテ之を見る。其ノ妄きコトヲ疑ひ、人を使はして鉗ヲ以て之を発く。血有リ。綫（イトスジ）ノゴトク出ヅ。須臾ニ風雷シテ山谷振ヒ、煙雲屋ニ入りテ相掟テ相見ザルコト日ニ弥（わた）りて止まズ。貴人大いに驚き、誡を投じて懺悔ス。嗟乎、願力の持つ所、乃ち尓モ異ナルコトカ」と。

予、嘗て経遊して往て之を頂戴ス。細ニ看ル。血ノ綫依然タリ。貫休[6]が詩有り。之を贈る。

皮を剔（キ）リ血を刺きて誠に何ゾ苦しき
為に写す霊山[7]九会[8]ノ文
十指瀝（したた）り乾いて七軸を終ふ
後来の求法更に君ナルモノ無し

【注】

①『林間録』…覚範慧洪（※北宋の禅僧。一〇七一～一一二八）が道俗の弟子のために、古来の尊宿や高行の大

夫等の逸話、参禅の遺訓などについて語った三百余篇の談話を、門人本明が筆録して一書としたもの。大観元年（一一〇七）に、臨川の謝逸が序を付しており、書名は林間に清談せる語録の意である。別に『新編林間後録』一巻があり、賛、序、銘等の詩文を集めているが、これは慧洪の詩文集『石門文字禅』の中から抜萃改編したもので、おそらく後人の付会であろう（『禅籍解題』一七八）。

②衡嶽（こうがく）…中国、湖南省の中東部、衡山県の西十五キロにある山。その南・東・北の三面を湘江がめぐって流れる。隋の文帝以後、南岳として尊ばれ五岳の一つとなった。岣嶁山（こうろうざん）とも呼ばれる。周囲約四百キロで、花崗岩より成る断層山脈で、山容は雄大。七十二峰あり祝融（一二九〇メートル）、天柱、芙蓉、紫蓋、石廩（せきりん）の五峰が有名。山中に南台寺、祝聖寺などの大寺院があり礼拝者が絶えず、天台・禅の名僧が駐錫したという。東麓に聖街という小さな町があり、豪壮な岳廟がある。（『日本大百科全書』）。

③楚雲…『林間録』以外で確認できず。

④慈氏…弥勒菩薩の異称。「慈悲深い」の意。

⑤皇祐…北宋、仁宗期の元号。一〇四九年～一〇五四年。

⑥貫休…中国、五代の詩僧。号は禅月大師。もとの名は姜徳隠（きようとくいん）。婺州（ぶしゅう）蘭渓（らんけい）（浙江省蘭渓県）の人。幼時に出家し、仏道の研鑽とともに詩作に励んだ。広く各地を歩き、呉越王錢鏐（せんりゅう）や前蜀王の王建に謁見して詩を献じたりした。禅月大師の号は王建から賜ったもの。画家としても知られ、水墨の羅漢像が名高い。また草書の名手でもあり、その書体は〈姜体〉と称された。仏門の弟子が詩文を集めて『禅月集』を編んだが、のちに文は散逸して詩のみが伝わる。伝は『唐才子伝』巻十（『世界文学大事典』編集委員会編『世界文学大事典』、一九九七年、集英社）。

⑦霊山…古代インドのマガダ国の首都、王舎城の東北にあった山。釈尊が『法華経』や『無量寿経』などを説いた所として著名。山中に鷲が多いからとも、山形が鷲の頭に似るからともいわれる。耆闍崛山（ぎじゃくっせん）・霊山・鷲（わし）の山ともいう（『仏教語大辞典』）。

⑧九会…『華厳経』が七か処で九回に分けて説かれたこと（これを七処九会という）をいう。ただし旧訳（く

（三三）

やく）の『華厳経』は八会とする。（中村元『仏教語大辞典』、一九八一、東京書籍）。

求法　一　大荘厳論に云はく

昔、国王有り。求法の為に故（ことさら）に山林に修行するコトニ一仙人有り。出来シテ云はく、「吾、大乗法門ヲ持てリ。汝を教へ奉らン。吾が云ふ事に随ふベシ」と。大王、答へて云はく、「若し法ヲ聞くこと有らバ、身命ヲモ砕くベシ」と言フ。仙人の云はく、「九十日の間、一日ニ五十度ヅ、針を以テ身ヲ搥（つ）き玉へ。吾ガ貴き法①門を教ヘン」ト云ヘリ。大王の云はく、「只一日ニ千度搥②き給ふも、法の為ニハ命を惜しまズ」と言ひテ、身を枉（ま）げテ立ち給ふ時ニ、仙人、五十ノ針を以て一日五十度之を打ち参らす。三日ノ云ふニ問ひテ云はく、「若し汝、痛ク有りヤ」と。答へて云はく、「痛み無し」と。「九十日の間、此くのゴトクは何（いか）ん」と云ふニ、大王の云はく、「地獄に堕ち洞③燃猛火ニ身を焼かレば、日ニ痛シト云ヘリ。彼に准（なづら）ふレバ、此の苦ハ百万倍ニシテ其の一モ及ばズ」と言フ。九十日ノ間能く忍び給ふ後ニ八字ノ法門ヲ得たリ。所謂、

（三四）

「④諸悪莫作、諸善奉行」ト云ふ八字ノ文ナリ。爾の時ノ国王トは今の釈迦仏、是れナリ。爾の時ノ仙人トは今の提婆達多、是れナリ。

【注】

①法門…諸仏の教法。仏の教え。仏法（『日本国語大辞典』）。

②搥…ツチ・ウツ・ツク（『類従名義抄』）、さす（無刊記版本『三国伝記』（中世の文学の底本）の振り仮名）。

③洞燃猛火（とうねんみょうか）…八熱地獄などのはげしく燃える火。銅燃燼火（どうねんじんか）。

初至二寺側一、但観二一谷猛火洞燃一。良久竚望。忽変為レ水経停傾仰水滅堂現（『続高僧伝』巻第十六の九）。

④諸悪莫作、諸善奉行…『日本霊異記』上序の末尾にも付される。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十、『三国伝記』巻第一の四。

誦文　二

同論に云はく。一人の罪人、獄卒ニ追はレテ行く途中

ニ、僧、出来して罪人に問ひテ云はく、「汝、在処ニテ習ふ所の法門有るカ。若し覚ゆるコト有らバ誦シテ獄卒ニ聞かシメヨ」と。罪人云はく、「在処ノ時、聞き習ふ事無し。仍りて誦すベキ文無し」と答フ。僧ノ云はく、「猶ほ①不慮ノ外ニ一句ヲモ聞く事有ルカ、思ヒ出でよ」ト言フ。「更ニ覚えず」と云ヘリ。獄卒、弥よ迅く追ひテ無間地獄に堕在セシメんとす。此の僧、猶ほ罪人を悲しび、地獄に往き至りて云はく、「哀しきカナ。悲しきカナ。吾、地蔵菩薩ナリ。吾文を教ヘン。誦シテ罪を遁れヨ」と。教ヘテ云はく、「②若人欲了知、三世一切仏、応当如是観、心造諸如来」ト教ヘ玉ヘリ。罪人、此の文を聞き誦シカバ、地獄ノ猛火忽ちニ変ジテ清涼池と成る。落つる処ノ無数億の罪人、苦を離れ羅漢果を証すと云ヘリ。

【注】

①不慮外…予期しないで。思ってもいない時に。「殊奉二宣旨一、追討忠常章、擬赴二戦場一之間、不慮之外忠常率帰降、偏カ偽朝威之所レ致、非二頼信之殊功一」（『小右記』長元四年〔一〇三一〕七月一日条）。

②若人欲了知、三世一切仏、応当如是観、心造諸如来…「若し人三世の一切の仏を了知せんと欲せば、応に是くの如く観ずべし、心は諸の如来を造ると」。『華厳経』「唯心偈」の末尾の偈。破地獄の効果があるとされる。

【関係説話】

『三国伝記』巻第五の二。

聞法　三　五百人の后の事

昔、国王有り。五百人の后ヲ具し玉ヘリ。宣旨ヲ下して云はく、「吾が宮内の后及び采女等、三宝ノ道に趣くベカラズ。若し宣旨に背く族有らバ、刀兵を以て殺すベシ」ト云々。仍りて仏法の道に趣く者一人モ無く数歳を経。然るニ最愛の后一人有りテ、「吾、帝王ニ寵愛せラレ、若し仏法の名字を聞かズンば、後世ニハ必ず三悪道ニ堕シテ出離ノ期無し。王者必ず滅さザル無し。吾、五百人ノ中ニ其の最も寵愛ノ人ナリ。然れドモ死せバ必ズ無間獄に堕せん。殺害急ニ有るコトヲ思はズ、死する事利トノ遅きとの差別ナリ。死トハ土と成る身ナリ。同じくハ仏所に参りて法を聞きて死せんト思ひて仏所に詣でん。先

（三五）

（三六）

づ僧に逢ひ、法を説くを聴聞し奉らん」と云々。僧の云はく、「汝、王宮ノ人ハ仏法の為に宣旨有りと聞ク。更に教ふべカラズ。設ひ後に教へ有レドモ、汝が命ハ何ん為ン」ト。后ノ云はく、「我、国王の法ヲ違へ仏法を聞くガ為ニ出来したるナリ。吾、法を聞き王宮に還りて死する事尤も理ナリ。生者必滅、盛者必衰の習ナリ。吾、王の寵愛を蒙る ト雖も万歳を保つべカラズ。須臾の楽しびに著シテ三途①ノ古郷に還るコト無益なり。只貴き法門を教へ玉へ」と云ふ時ニ、僧、后ノ為に三帰の法門を説く。后、聞きテ云はく、「仏の説く所の法、猶ほ之有りヤ」と。僧、又十二因縁②の法、四諦縁生③の法門を説きて聞かシム。后ノ云はく、「吾、師に遇ひ容ヲ見奉ること此の度バカリナリ。自らハ王宮に還らんと欲す。然りと雖モ仏法僧に遇ひ奉り、剰④へ三悪道の悪苦ヲ離るる浄利ノ因を殖う。願はくバ、此の善根に依り、後生ニハ成仏シテ一切衆生を利益せン」ト願を発シテ僧を礼し王宮に還り、帳を書き上げ内ニ入る。国王、弓矢ヲ儲け、后を射ること三矢ナリ。其の矢の一つは室を登り、一矢は后を迺るコト三度前ニ在り。一矢ハ王の前に還り猛火ト成る。然るニ大王驚きて云はく、「汝ハ人に非ズ。天⑤・龍・夜叉・乾闥婆カ」ト云ヘリ。后、答へて云はく、「吾は乾闥婆にモ非ズ、人⑥非人ニモ非ズ。仏所に詣で法門ヲ聞く。其の善根力ニ依り、金剛⑦密迹の吾を守護す」と云ふ時ニ、大王、弓箭ヲ投げ捨て、宣旨を天下に下シ給ふ。「吾が宮内より始めて天下ノ人民に至るまで仏法を信仰スベシ。若し宣旨ニ背く輩有らば、取りて首を斬るべし」ト云々。

【注】

①三途の古郷…「再帰二三途之故郷一重受二悪趣之苦果一」（『往生講式』発菩提心、一〇七九年成立）。「空照上人、良門に語りて云はく、到りがたくして去り易きはこれ人の道なり。入り易くして出でがたきは、三途の故郷なり。（『法華験記』下、一一二）。

②十二因縁の法…有情の生存を構成する要素である、無明・行・識・名色・六処（六入）・触・受・愛・取・有・生・老死の十二が、「これがあるとき、かれがあり、これがないとき、かれがない。これが生ずるとき、かれが生じ、これが滅するとき、かれが滅する」という相依相関の関係にあることを説くもの。（『仏教語大辞

典』より抄出）。
③四諦縁生の法門…迷いと悟りの両方にわたって因と果とを明らかにした四つの真理。世はすべて苦であり、その苦は愛執を原因とし、愛執を滅することが理想の涅槃の境界であり、その涅槃にいたる因として八聖道を実践修行する必要がある、との苦諦・集諦・滅諦・道諦の四つ（『日本国語大辞典』より抄出）。
④底本「乖離」。返り点の位置から考えて、「剰離」と考えた。
⑤天・龍・夜叉・乾闥婆…仏法守護の八部衆の一。
⑥人非人…①八部衆の一つ、緊那羅の別名。八部衆を指すことも。②人と人でないもの。③人でありながら人として認められないもの。④人の道に外れた人。（『日本国語大辞典』よりまとめ）
「その時、会中の比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷と天・龍夜叉・乾闥婆・阿修羅・迦楼羅・緊那羅・摩睺羅迦との人・非人と及び諸の小王転輪聖王等との…」（『法華経』（岩波文庫））。
⑦金剛密迹…金剛力士、執金剛神、仁王。仏敵を打ち砕く護法神。

【関係説話】
『今昔物語集』巻第三の二十五、『三国伝記』巻第四の一、『経律異相』巻第二十九の七、『法苑珠林』巻第二十一、『説教才学抄』（真福寺蔵）。

見仏　四　鳩尸那国抜提河の事

鳩尸那国抜提河の辺の沙羅林中ニシテ、仏、大涅槃の教法ヲ説く。爾の時、耆婆大臣、阿闍世王に教へて云はく、「闍王、已に逆罪を造リ給ヘリ。定めテ地獄に堕せん。彼の鳩尸那城抜提河の辺の沙羅林中に仏御座シテ、常住仏性の教法を説きテ、一切衆生を利益す。参り給ひて先ず罪を懺悔し給へ」ト申ス。

時に阿闍世王ノ云はく、「吾、既に父を殺せり。仏、更に能ト思し食す事、更に有るベカラズ。亦我を見ントモ言玉フベカラズ」と云ヘリ。耆婆大臣の云はく、「仏ハ善根を修スルヲモ哀れナリと見給ふ。又悪を作すヲモ哀れなりと見給ふ。一切衆生の為、平等一子ノ悲を垂るる人ナリ。只参り給へ」と申ス時ニ、阿闍世王ノ云はく、「吾、逆罪を作レリ。決定シテ無間地獄に堕ちなん。設

（三七）

ヒ仏を見奉るとも、事不定ナリ。年已に老いタリ。今更、吾、仏ニ辱ト思ふこと益無きナリ」と云々。大臣の云はく、「此の度仏を見奉りて、父を殺せる罪を滅せザレば、必ず無間獄に堕し、出離の期有るベカラズ。仏、更に悪むトハ思ひ玉ハズ。只参り給へ」と懃ニ進ム。

爾の時、仏、光を放ちテ阿闍世王の身を照ら[ス]①。時に阿闍王云はく、「劫訖る時、月日一二三世ニ出でて照スベシト聞く。若し劫訖りタルカ。日ノ光、吾が身を照らス」ト云ヘリ。耆婆大臣の云はく、「大王、聞き玉へ。喩ヘバ人ノ子数多有りテ、痛む所有レバ、父母、此れを懃ニ養育ス。大王、既に父を殺せり。罪ノ重きコト譬ハ人ノ子ノ重病に非ズヤ。仏ハ一子の悲御座します。故に大王を利益しタマはンガ為ニ、沙羅林ヨリ指し給フ仏ノ光ゾカシ」ト申ス。時に、阿闍世王「左有らバ、意見ニ汝、参るに付きて吾に具せよ。吾、逆罪を作れり。路を行く間、地破れ地獄に堕ち入らん。若し左様の象有らば汝を捕ムベシ」と云々。

阿闍世王、仏所に詣でント出で立つニ、車五百両皆幢幡宝蓋を懸け、大象五百頭ニ皆七宝を負ひタリ。其の所従、幾ヤ。沙羅林に到り仏の御前に参ズ。仏を礼シテ証を取り受記を蒙る。仏の言はク「吾、若し汝ヲ仏に成さズンバ、吾、又仏に成るベカラズ。今、汝、吾が所に来レリ。已に仏道に入る」ト云々。

父を殺せる阿闍世王モ仏を見奉りシカバ、逆罪及び三界の惑を断ジテ果を証す。況んや逆罪ノ人に非ザルにおいてをヤ。見仏ノ功徳、斯くのゴトシ。

【注】

①[ス]…底本の残画より判断。

【関係説話】

『今昔』巻第三の二十七、『三国伝記』巻第七の七。

聞法　五　天竺に道行く事

天竺の人ハ道ヲ行クニ必ス僧を具す。守護ノ故なり。昔、一の俗人有り。物を交易センが為、船に乗り海に浮かぶ。悪風俄に吹きテ、波ノ底へ船ヲ巻入れんとする時ニ、梶取、船下ヲ見レバ一の俗人有り。問ひて云はく、「汝、何人ゾヤ」と。俗人、答へて云はく、「吾、龍王ナ

リ。汝ガ船ヲ巻入れント思ふナリ」ト云ヘリ。梶取の云はく、「何の故有りヤ。汝、我等ヲ急ニ殺さント云ふカ」と。龍王の云はく、「汝ガ具せる僧、吾が家に在る人ナリ。朝夕吾ガ供養を受くること数歳を過ぎタリ。然れドモ吾を呵責して教ヘザレバ、善根を修せズして罪を造る。今既に蛇道に堕ち、一日三度剣を以て身を切ラシムル事ハ、偏ニ此の僧ノ咎ナリ。其の妬(ねたみ)②、情無きに依りて殺さント思ふナリ」と云々。

時に梶取ノ云はく、「汝、蛇身を受け三熱苦ニ預かり、連日ニ刀剣ノ悲みを蒙れリ。是れ則ち前生ノ旧業ナリ。愚癡ニ亦重ねて人を殺さント云ふベキカ。定めて其の果報を得ナン」と。竜王ノ云はく、「吾、苦ヲ受くる前後を知らズ。又吾を教ヘズシテ罪を作らシム。極めテ情無けレバ殺さント思フナリ」ト云ふ。③龍王、心経ヲ聞き蛇身を離レ、天上ニ生ずと云ヘリ。

【注】

①底本「交易ンセ」を改めた。

②底本「石＋女」とし、右注に「妬歟」とある。傍注に従った。

③この後に脱文あるか。

【関係説話】

『今昔』巻第四の十三、『三国伝記』巻第十の二十二。

唱仏名　六　迦毘羅城に仏法無き事

昔、迦毘羅(①)城に仏法無し。皆外道に堕遂シテ書籍ヲ習ふ。仏、彼等ノ衆生を教化センガ為、其の城に入り給ふ。時に佐摩耶外道、城内の人ニ教へて云はく、「汝等ガ城ニ瞿曇(くどん)沙弥ト云ふ者来るベシ。極めタル不用ノ法師ナリ。物ヲ持ツ人ヲバ『功徳を造レ』ト云ひテ無益ニ物失セテ貧窮に成しつ。相思ひタル夫妻ノ中ヲバ『急(すみやか)ニ世ハ無常ナリ。仏法を修行シ棄つることを願ヘ』ト云ひ去(さ)きテ、又年若キ清気ナル女人を見れバ『世ハ墓無き者ナリ。尼と成り後生を願ヘ』ト云ひ、頭を剃らシム。斯レ無益の事をせシメ、人を欺キ損を取らシメ、人の中ヲ去き、人の形ヲ衰へしメ、大不用ノ法師ソ」ト云フニ、城中の人云はく、「サテ其の法師ヲバ何ガスベキ」ト云フ。

外道云はく、「其の法師ハ只清流河ノ澄む池ノ側(ほと)リ、木

ノ影に居す者ナリ。然ラバ其の池河ニハ屎尿糞穢を入れヨ。木を切リ失へ。各家ノ戸ヲバ立ち防ぎて居ヨ。猶入り来たらバ弓箭ヲ儲けテ射殺せヨ」ト教ヘケリ。

時に城内ノ人ガ、外道の教に随ひ江河ヲ失なひ、弓箭刀杖を儲けタリ。爾の時、仏、彼ノ城に到りて言はく、「汝等、我が教を聞かずんば、遂ニ三悪道に堕つること極めて哀れナリ」と言ひシカバ、池河ハ清浄と成りテ蓮花開きタリ。又樹ハ栄ヘテ金銀瑠璃ノ地ト成る。弓箭刀杖悉く反じて蓮花と成ル。外道ハ仏神ノ力ヲ見、歓喜ノ心ヲ生じ仏を供養し玉ヘリ。五体地ニ投げテ「南無帰命頂礼釈迦牟尼仏」ト唱ヘテ、額を以て地に着く。其の善根力に依り、皆、無生忍ヲ得。

【注】

①底本「伽」。他の表記に従った。迦毘羅城は釈尊の生まれた国。「迦毘羅衛国」。

【関係説話】

『今昔』巻第一の十四、『三国伝記』巻第八の十。

（四〇）

唱仏名　七　五百人の盗人の事

昔、舎衛国に五百の盗人有り。官に禁ぜラレ、各々片目、片耳、片手、片足ヲ切らル。高禅ト云ふ山麓ニ追捨を被リ、「眼耳手足ハ無けレドモ、命は断たれズ。極めて物ホシ。何なる術ヲカセン」ト哭くナリ。「吾等五百人ハ今、斯レ人ニモ非ズ。物と成りテ、喩へば瓦石に如たリ。又ハ破土に如たり。悉く現世ニ従物ト成り、後生ニモ従物ニ成ス。足ガ有らバコソ仏ノ御前ニモ参らメ。手ヲモ有らばこそ摺らめ。眼ガ有らバコソ仏ヲモ拝し奉らめ。我等、已に二世を倶にし、従物ニ成ス。何なル術ヲカセン」ト云ヘリ。時ニ一人の賢き盗人ノ云はく、「仏ハ世に在りて一切衆生の願ひを叶へ給ふナリ。イザヤ我等五百人、一度ニ仏ノ御前ニ参らん」と云ヘリ。又一人の盗人ノ云はく、「我等、手足心に任せて有りシ時、仏ニ仕ヘズ。若し仏に仕へ奉ること有らバ、斯かる目は見えザラん。仏神ノ物ト云はズ、誤ちて其れを取り用ふ。仏、更に我等ヲバ『能き』とは思し食しザラん。辱を蒙らン」と。又一人の盗人の云はく、「仏ハ平等ノ慈悲御座シテ、善人ヲモ悪人ヲモ皆一子の悲しびを垂れ給ふ。設ひ仏

物を取り用ふとモ、仏は更に不便ト思し食すベシ。イザヤ我等五百人、一同ニ仏の御名を唱ヘン」ト云ひテ、一同ニ五百人声を挙げて、「南無釈迦牟尼如来」ト、高声ニ唱ヘタテマツリ、仏、其の音を聞き、速やかに高禅山ノ麓に至り給ふ。法を説き給ひしカバ、五百人ノ盗人、一度に皆眼耳手足出来して、本身ニ成る。皆羅漢果を証す。所謂ル霊山ノ五百ノ御弟子是れナリ。

【注】

①舎衛国…三十五話の注①参照。

②底本「圧乎、圧足」とあるのを、文意により「圧」はともに「片」の誤写と判断し改めた。

③底本「参」に訓点送り仮名「ン」、その下「乎カ」とある。「参らンカ」と訓読したのであろうが、ここはもと「足有仏御前参。手有手摺。眼有仏奉拝」という類句法であったと思われる。「乎」は「手」の誤写と判断し、訓読しなおした。

④底本「能」に訓点送り仮名で「ヒ」とあるが、文意から「能（よ）き」と改めた。

⑤底本「誤」とあるのを、文意により「設」に改めた。

⑥底本「五人百」とあり、「人」の右に「下」。下の「百」と上下逆にして読めとあるのに従う。

⑦底本「漢果」。「羅」の脱落と見て補った。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の三十八、『私聚百因縁集』巻第四の十六、『経律異相』巻第五の十四、『大般涅槃經』巻第十六、『大唐西域記』巻第六の一、「室羅伐悉底国」十三。

誦経　八　深山にて一人の僧、誦経の事

昔、深山ニ一僧有り。経を誦して居ス。七日霖雨ニ遇す。人モ通はズ、仙、飢ゑ死ナントス。蛇ト猿ト狐ト兎ト四獣出来シテ云はく、「我等、畜生道に落つと雖も、仙ノ経ヲ聞クニ依りて、已に天に生ズルコト疑ひ無し。此ノ仙ハ七日食ひタマハズ、死なむト欲ス。何をか為さん」ト云ふ。各相ひ語りテ、供養を設けんとして去ヌ。蛇ハ一玉を献ジテ云はく、「只此の玉を舐リ給へ」ト云ふ。猿は木菓を取りて献ズ。狐は馬牛ノ肉を以て供養ス。兎は更に術無く能はズ。木ニ登りて肉鳥ヲ取ルニモ及ばズ。「万に術無き身ナリ」ト云ふ。薪を拾ひて火を焼きて当

（四一）

ツ。仏[②]、感じて、或いは時に思ヒ「吾、畜生道を離れテ、天上に生まるベシ。此れ仙の徳ナリ。恩を蒙り酬いズンバ、仏果を成ぜズ」と云ひ、「他の供養を儲くるニハ及ばズ。生身ヲ供養[③]するニハシカジ」ト云ひ、火ニ踊り入りヌ。爰ニ仙ノ云はく、「吾、生々未[④]だ肉食せズ」と云ひテ、其の兎を懐き取る。其の兎は今ノ釈迦如来ナリ。誦経の仙トハ当来の弥勒是れナリ。

【注】

①底本「捨」。文意により「拾」に改める。

②ここに「仏」とあるのはおかしいが、本説話末尾に「其の兎は今ノ釈迦如来ナリ」とある。この「仏」は「釈迦如来」のことであり、ここではさらにその前世「兎」を指して言ったものか。

③底本「不如生身供養仙」と「供養」の下に「仙」の字があるが、文意により衍字とした。

④底本「未」の訓点送り仮名に「シテ」。文意により「未だ」に改める。

【関係説話】

Ⅰ…狐・兎・猿の三獣による供養と、月の兎の物語を説くのはa『大唐西域記』巻第七―一「羅痆斯国」十二であり、その系統に属するのが『今昔物語集』巻第五第十三である。

Ⅱ…他に兎の焼身供養（月の兎の物語を含まない）を説く仏典は数多く、b『六度集経』巻第三の二十一、c『菩薩本縁経』巻下の第六、d『生経』巻第三の第三十一、e『菩薩本生鬘論』巻第二の第六、f『一切智光明仙人慈心因縁不食肉経』巻第三、g『撰集百縁経』巻第四の・三十八、h『雑宝蔵経』巻第二の十一、i『旧雑譬喩経』巻下の四十五などに見え、iは『法苑珠林』供養篇第三十八（巻第四十一）・慈悲篇第七十四（巻第六十四）、『経律異相』巻第四十七の十二の一にも引かれる。これらは供養するのが兎のみ（c・d・e・f・g・h）か、兎を含む四獣（狐・兎・猿・獺。b・i）という型となっている。

以上の中から同文的同話は見出しがたく、四獣に蛇が含まれるのも本話だけである。兎が今の釈迦で、仙人が弥勒であるという点では、これらの中でe『菩薩本生鬘論』とf『一切智光明仙人慈心因縁不食肉経』が一致する。

ちなみに、『義楚六帖（釈氏六帖）』（牧田諦亮『義楚六帖・附索引』、一九九〇年、朋友書店）巻二十四・師子獣

類部第五十の十三兎「捨身為法」に「賢愚経慈云人経云、有仙人。在仙修道。有獺・獼猴・兎・狐。常来聴法。時遇大旱、仙欲移居。四獣曰、我等為嘗共仙人、各為儲供。猴得果、獺得魚、狐得肉、唯兎無所獲。而令猴等積薪求火。兎乃捨身、入火。仙人不食。天帝愍之、将兎余骨、在月宮、供養。月有兎因。」とあり、「月の兎」型説話を含む点ではⅠaに近いが、「四獣」とあるのはⅡb・iと同じである。また、同十三兎「兎王為法」に「白兎経云、有兎母子。為法捨身、行慈。時仙人不食、戒肉。亦投火死矣」とあり、「兎」のみ供養型である点ではⅡc・d・e・f・g・hに近く、「戒肉」「母子」とあるのはⅡfに近い。

拝仏　九　満財長者の事

昔、満財長者ニ一男子有り。須達長者には一女子有り。満財、須達の家に至りて、女子一人有るを見ルニ、端厳美麗ニシテ光を放ち居りヌ。満財長者、須達に語りて云はく、「吾レニ一子有り。汝の娘と合せヨ」ト云へり。須達云はく、「更ニ合スベカラズ」と云フ。満財長者の云はく、「何故に合すべカラズと云ふヤ」と。須達が云はく、「吾ガ娘ハ仏ニ仕へ奉れり。吾更に知らズ。亦た汝ハ已に外道に堕遂ス。然りト雖ドモ仏に言はシメン」と云ひテ、須達、仏ニ所に詣デ此の事ヲ仏に白ス。仏の言はク、「吉き事ナリ。只合すベシ。吾必ズ満財ノ家に行きて、彼レヲ教化せん」と云ヘリ。時に満財、又云はく、「若し汝ガ娘ヲ吾子と合セバ、十六万八千里、路ニ金を敷き、又七宝を以て路ヲ荘厳シテ之を迎ヘン」ト云々。時に須達、娘ヲ領掌ス。満財、所言のゴトク十六万八千里ニ金を敷きて路を厳（かざら）しむを以てす。何をか況んヤ、余りの事ヲヤ。

時に仏、阿難を召して勅シテ言はく、「汝、満財が家に行きて意見（こころみ）ヨ。善路を趣くベキ者カ。若し趣かザランバ定めて汝ヲ打ち追ハン。若し爾ラバ神通ニ乗ジテ来スベシ」と云々。

時に阿難、即チ教勅を受け、無量ノ大衆ヲ将テ、満財ガ家に行き至ル。家人、驚き騒（サハ）ぎデ云はく、「爰に昔ニモ見えざる悪人来レリ。若し瞿曇（くどん）沙弥カ」ト云ひテ、打ち追はんと欲す。時に満財ガヨメ、勲ニ此れを制ス。満財ガ子、妻ニ問ひテ云はく、「此れハ和君ガ師カ」と問ヒ云

（四三）

へり。妻ノ云はく、「爾らず。是れハ我師ノ御弟子、阿難尊者ニコソ有レ」[3]と云へリ。夫ノ云はく、「此の僧は定めテ和君ニ念ヲ繋ケテ来ルナリ。猶ほ打ち追はン」と云へリ。時ニ妻の云はく、「哀(アハ)レなるかな、和君ハ極めて愚かナリ。此の僧ハ三界ノ惑ひを断ち永く愛欲ノ心を離るる人ナリ。暫し饗用(モテナシ)事を成して辞して還(カヘ)ル時ヲ見るベシ」[4]ト云へり。時ニ阿難、虚空ニ登りて光を放ち、神通を現じて去りヌ。爰ニ満財ハ子トトモニ、奇異ノ思ひを成しタリ。

仏、又一両日を経て、舎利弗[5]を遣はす。満財ガ子、又妻ニ問ひて云はく、「和君ノ師ト云ふハ是れヤ」と云へり。妻の云はく、「爾らず。此ハ同朋ノ舎利弗尊者の来たるゾ」ト云ふ。即時ニ又光ヲ放ち神通を現して去る。

次に富樓那、須菩提、迦葉[6]等ノ御弟子を遣はす。皆各々至りテ光を放ち神通を現シテ還る。満財并びニ子の思フに、「仏の弟子ノ神通ハ妙(めう)ニコソ有らント。吾ガ外道ノ術ニハ劣ざりケリ。極めテ目出たシ。増シテ師ノ作法何(いかで)カ見ん」ト思ふ時ニ、仏、眉間の白毫相の光を放ち、満財ガ家を照らすニ、東西南北の四維、上下の六種、震動ス。天ヨリ曼陀曼殊フ等ノ四種の花雨(ふ)リ、栴檀・沈水ノ香、法界ニ充満シ、希有の瑞相ヲ現ず。

（四四）

爾る時に三摩耶外道、出デ来たリて云はく、「汝ガ家ニハ急ニ悪人来ル。汝并びニ万億人ヲ殺スベシ。未ダ知ズヤ」ト云へり。時ニ満財「未ダ知らズ」と。外道ノ云はく、「大地震動シテ、東西南北安からズ。今、悪しき事物降リて様々なる悪相有リ。汝、年来斯様ナル事を見ルコト有るヤ。已に瞿曇沙弥ヲバ人ハ釈迦牟尼仏トゾ云ふメル。其の法師ハ大悪人ナリ。毒薬ヲ以テ速かに多くの人ヲ殺害セント欲す。今ヤこれを知らずヤ」ト云フ。満財の云はく、「何故ニカ其の法師ハ吾ヲバ殺害スベキ」と云へり。外道ノ云はく、「其の娘ハ已ニ瞿曇沙弥の妻ナリ。妻を取ラレ、正に能しト思ふ人有らンヤ」ト云へリ。満財ガ云はく、「サテ其れヲバ何ガスベキ」ト云へり。外道の云はく、「其の娘ヲ速かニ追ひ出せ」ト云へリ。満財、子に向ひて云はく、「汝ガ妻、速かニ追ひ出せヨト。命有らバ自ラ是れヨリ勝レル妻ヲ相合セン」ト云へり。子の云はく、「父母ヲ先ズル人ノ子ハ、皆世常ノ道理ナリ。已ニ吾が父母、歳老ひタリ。死なン事今明年ヲ知らズ。又

吾が妻ヲバ一日片時モ見ザルこと有るベカラズ。世に死ト云ヘドモ、互ニ手ヲ取り、共に死なント思ヘリ。更に出すベカラズ」と云々。外道、満財に語りて云はく、「外道ノ軍(いくさ)急ナランニ、和君(ヲマヘ)、已に人手ニ入らんトス。益無きなり。自害せヨ」ト云ヘリ。満財ノ云はく、「吾ガ許(モト)ニ五百ノ剣有り。其の第一ノ剣を取りテ来たレ」ト云ヘバ、已ニ取リ持ちテ来たリ。満財、已ニ剣を取りて自害セントスルニ自らの心弱シ。語りて云はく、「吾、自害スルニ及ばズ。又三百の鉾(ホコ)を取りて来て、剣を以て頸を取り、鉾を以て腹を指せ」と云ヘリ。時に数多(あまた)ノ眷属出来テ、剣を以て満財を害せんと欲する時ニ、剣ノ前ニ蓮花開く。鉾ノ前ニ又蓮花開シテ、爾の時に、仏、耆闍崛山ヨリ出で給ヘリ。其の儀式、其の作法、魏々とシテ耳目ノ及ぶ所に非ズ。文殊、師子ノ王ニ乗ジテ、無量衆ヲ具して左方ニ打ち立てり。普賢ハ六牙の白象王に乗じて、無量ノ菩薩、大衆を具して右方に打ち立てリ。万二千声聞、千二百羅漢、梵王、帝釈、四大天王、竜神、八部、諸ノ鬼神等、一々ニ其の左右ニ列セリ。各ノ所ヨリ幾許ゾヤ、釈尊已ニ、満財ガ家に至リ給ひシカバ、其の家ノ無量無数ノ人民、悉ク仏ヲ見る。永ク外道ノ邪見ヲ改(⑦アラタ)めテ仏道に帰ス」ト云ヘリ。然るニ仏法ニ外道の法を比ぶレバ、霜露の日光に値へるがゴトシと云々。

【注】

①底本「詣レ仏《改頁》所」。あるいは「仏所ニ詣で」か。
②阿難…十四話の注③参照。
③底本「有」一字に対して「コソアレ」と傍記があるが、本文のように処理した。
④底本「ニ」。文意に応じて改めた。
⑤舎利弗…十四話の注③参照。
⑥迦葉…十四話の注③参照。
⑦底本「改」一字に対して「アラタテ」と傍記があるように見えるが、一部底本の「改」に重なっており、文字の確定困難。本文のように処理した。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の十三、『私聚百因縁集』巻第二の六、『法苑珠林』巻第五十五。

（四五）

十　目連尊者の事

舎衛国ニ目連尊者ノ弟有り。大きに冨メリ。然れドモ一善も修せズ。目連、之ヲ哀びテ弟ノ所に行き至り、教訓シテ云はく、「汝、善根を修して功徳を得ヨ」ト云々。弟、答へて云はく、「吾ガ父母ハ『在家ニシテ世を恣にス』ト云フニ、抑も功徳トハ何事ぞ」ト問ヘリ。目連、答へて曰はく「功徳とハ、一[1]塵ノ物ヲ人に施シテ万物を得る」ト。弟の云はく、「サラバ吾れ施さん」ト云ひテ、一倉を開きて人ニ物ヲ施シテ、又五・六の倉を造る。人、問[2]ひて曰はく、「此ハ何ノ料ゾ」ト云ヘバ、「功徳ヲ積まんガ為ナリ」と。是くのゴトク九十日ノ間財宝ヲ諸人に施シテ目連に問ひて云はく、「汝、生れてヨリ已後、未だ妄語せザルと言ヘリ。何故に吾ガ倉功徳を積まザルヤ」と云ふ。目連の云はく、「吾ガ袈裟の端を捕へよ」ト云ふ。

四王天[3]、忉利天[4]、夜摩天[5]、兜率[6]、楽反化天[7]、他化自在[8]天に上りて、四十九重摩尼宝殿を見る。其内ニ各一人の女人有り。瑠璃ノ女ハ瑠璃の床ニ居て瑠璃の糸を綺[9]ルあや瑠璃の衣を縫フ。珊瑚ノ女ハ珊瑚の床に居て珊瑚の糸を綺リ珊瑚の衣を縫ふ。車渠ノ女ハ車渠の床に居て車渠の

（四六）

糸を綺り車渠の衣ヲ縫ふ。最極[10]さいごくノ内ニハ金ノ女ハ金の床に居て金の糸を綺り金衣を縫ふ。一々之を見て思フ。転輪聖王の娯楽ノ家モ斯くのゴトキ女人は無し。忉利天の喜見城[11]の内にモ此レニ同じ女ハ無し。吾国の波斯匿王家ニモ此れに同じ女人ハ無し。誠に目出度し卜見テ、女に問ひて云はく、「此くのゴトキ目出く御座[おはしま]すヲバ何ノ人、何ノ料ヲ糸[つむ]グ」ト。又「何の衣を縫ヒ給フ」ト云ふニ、女人、答へて云はく、「此れは娑婆世界ノ釈迦仏の御弟子、目連尊者の弟、善根を修し已に此れに生まれべケレば、其の料ニ衣を縫ふ。吾等ハ其の眷属トシテ一向ニ奉仕スベキ者ナリ」ト答ふ。

此の言を聞き、歓喜躍踊シテ云はく、「吾ガ兄ハ誠に妄語し給はザリケリ。生々世々ノ縁ハ善智識ニハシカズ」ト云テ、舎衛国に返りて弥[いよいよ]善根を修シテ、第六天に生じ勝妙の楽を受く。閻浮提ノ千[12]六百年を以て彼の天の一日一夜と為す。其の寿命万六千歳ナリ。其の寿尽くシテ終に仏道ニ入ると云々。

【注】

①底本「一」がひとつ多いので省略。
②底本「間」を「問」に読む。左に「問歟」と書き入れ有り。
③四王天…須弥山の中腹にある四天王（持国天・多聞天・増長天・広目天）の住む天。六欲天の最下位。
④忉利天…六欲天の下から二番目。帝釈天を首長として須弥山上に住む。
⑤夜摩天…六欲天の下から三番目。忉利天の地居天の上にある空居天の最初。
⑥兜率…六欲天の下から四番目。仏が下界に降る前に滞在処。
⑦楽反化天…六欲天の下から五番目。神通力によって自ら微妙な欲望の境地を作り出して楽しむ。
⑧他化自在天…第六天。他人に欲望の境地を作り出させてそれを楽しむ。
⑨綺…読みを特定できず。「あや－る」か
⑩車渠…海中の大貝。サンゴ礁に住む。七宝の一つ。
⑪喜見城…忉利天にある城。善見城ともいう。
⑫底本「十万六千歳」を消して右脇に「千六百年」とあり。傍注をとる。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の二十四、『私聚百因縁集』巻第二の五、『法苑珠林』巻第五十六、富貴篇第六十三、引証部第二（原拠『出曜経』）、『諸経要集』巻第六、富貴部第十、引証縁第二、『経律異相』巻第十四の十三（原拠『目連弟布施望即報経』）。

十一　迦頻羅国の卒都婆の事

昔、迦①頻羅国ニ仏、遊山し玉フ。陀羅樹下ニ卒都婆有り。仏、其ノ許に至りテ此の卒都婆を拝し給ひキ。阿難、舎利弗、迦葉、目連等の御弟子、之を怪び思フ。「仏ハ何ナル故ニ此の卒都婆ヲ勲ニ拝し給ふヤ。仏ヲバ人コソ拝し奉れ。仏の外ニ貴きハ何物か之有らンと思ふ」と仏に問ひ奉る。仏、答へて云はく、「昔、此の国の大王、子無くシテ天ニ乞ヒ竜神に祈り、惣ジテ諸天ニ信心の誠を致す。時に其の后、懐妊シテ十月有りテ一②人ノ男子ヲ生む。其の王子十余歳の時、国王ノ身ニ病有り。万薬を以テ之を治すトモ癒えズ。医師の云はく、『生ジテ以来、芥子バカリモ腹を立てヌ人の眼目と骨髄とを取り、和合シテ之

（四七）

（四八）

に付けれバ、必ズ除き癒えン』ト云ふ。時ノ人の云はく、『仏ヨリ外ニハ誰[3]人カ立腹せザル者有らんヤ。更に世の中ニハ有るべカラザル事ナリ』と。時に太子、此れを聞きて思フ、『只だ吾コソ有れト思ふ』と。母に白し給ふ。『生者必滅、会者定離の苦、何人カ此れを免れンヤ。徒に無常ニ帰シテ、穢土の吾が父の御命ヲ助け奉る』と申し給フニ、母后、哭(なげ)きテ云はく、『更に免がるべカラズ』と。太子の云はく、『孝養の為に吾が命ヲ惜[4]シムこと有らバ不孝の内ニ入るベシ』と云ひテ、一人の旃陀羅に語りて剣五百ヲ取[5]らシメ、『吾[6]が眼を取り目と骨髄とヲ和合シテ父ノ王に奉れ』と。大王、之を得て病忽に除き癒え給ふ。

大王の存命延び給ひテ後ニ、『吾が太子ハ何ト出来セザル』ト言ふ。大臣、奏シテ云はく、『太子ハ孝養の為に身命を大王に奉じ給ふナリ。其の肉を食し給ひて病平癒せリ』ト申ス。時ニ大王、悲しび哭(なげ)きテ云はく、『往昔(むかシ)、父を殺す王有らント聞くニ、未だ聞かズ、子の肉を食シテ命生きタリト云ふ事ヲバ。悲しきカナ、哀れなるカナ』と云ひテ、喩山陀羅樹(ゆせんだらじゅ)[7]木ニ卒都婆を立て給ひキ。其の大王トは吾が父ナリ。此の卒都婆ヲバ吾が為ニ立テ給ふナリ。此の卒都婆の功徳に依りて、我、正覚を成ぜシメて衆生を教化すルナリ」と云々。

御書十八〈廿二〉[8]

【注】

①迦頻羅国…釈尊の生まれた国。「迦毘羅衛国」。
②底本「子」の右脇に「人歟」とあり「人」をとる。
③底本「護」の右脇に「誰」とあり「誰」をとる。
④底本「情（ヲシム）」とあり「惜シム」をあてる。
⑤底本「合取」。『今昔物語集』に「与る」、『三国伝記』に「取らしめ」。
⑥訓点に従ったが、前出と同じく「吾が眼目と骨髄を取り和合シテ」と読むべきか。
⑦底本「院」の右脇に「陀歟」とあり「陀」をとる。「木」は「下」か「本」の間違いか。陀羅樹は棕櫚に似たヤシ科の高木のこと。
⑧出典、あるいは参考にすべき仏書を記したか。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二の四、『三国伝記』巻第三の十、『私

聚百因縁集』巻第一の十四、『経律異相』巻第三十一の三
（原拠、『大方便仏報恩経』第三）。

十二　摩訶陀国の貧女の事

昔、摩訶陀国[1]に一人の貧女有り。年八十有余ナリ。一人の娘有り。歳十四歳ナリ。母に孝たること極り無し。時ニ其の国の大王の行幸有り。万人、之を見奉らんと思ヘリ。母、女子に問ひて云はく、「明日、見物ニ汝ヲ出でント思フヤ。若し出デテハ、吾れ水に渇き飢ナン[2]」ト云ヘリ。娘、答へて云はく、「吾、更に見侍らズ」と云々。

其の日、此の女、母が為に菜ヲ摘み、大王の行幸を見ズ。時に頻婆娑羅[3]王、此の女を見て言はク、「彼れに女有り。万人ガ中ニ吾を見ザルは何故か。眼の無きカ、面ノ見辱カ」ト問はシメ給ふ。女子、答へて云はく、「吾ハ眼目手足モ闕けズ。大王ノ行幸ハ極めて見まホシ。然れドモ家ニ貧母有リ。之に孝養すること暇無し。若し王の行幸を見れバ、母ガ孝に怠リスベシ。此の由を以て申し給ふ」ト云ふ。大王、輦を留めて言はク、「世ニ類無き事を云ふ女ナリ」と言ふ。近ク此ノ女ヲ召しテ問ひテ云はく、「吾が許に金万両有り、衣有り。汝、着たくバ、吾と共ニ有ンヤ」ト言フ。女、答へて云はく、「大王の仰セ極テ悦ばし。然るに貧家ニ母有り。孝ルに暇無し。先づ母に白シテ免さレバ参らむ。今日は暇許したマへ」と申シテ貧家に帰シテ、先づ母に向ひ問ひて云はく、「久しく有るトヤ思ヒ給ひツルニ」と問はバ、母の云はく、「少モ思はズ」と云ふ。時に娘、大王が仰せ此くのゴトシト語ルニ、母、悦んで云はく、「吾、汝を生養の時、『汝、国王ノ后ト成らバヤ』ト心ニ深く思ふ。其の本意相ひ叶ひテ、大王の御口デ遷ニ仰せツラン。悦び願くバ十方諸仏、吾が娘に権護を垂れ、大王ノ忘れ給はズシテ、必ず迎ヘシメ給へ」ト願ひキ。其の日モ暮ヌ。

暁、貧家が門ニ車三十両立つト聞ヱ、高人行き通るカト思ひテ猶聞けバ、此の家カト問ふ間ニ入リ来テ、七宝を以て荘厳スルニ、車ニ此の女を乗せテ、已ニ王宮ニ迎ヘ玉フ。大王[4]、此の女を見るや、三千の寵愛、只此身に在り。終日[5]竟夜[6]見給フニも更に足らズ。誠に天下の政ゴト、万事意ニ任すと云ヘリ。

（四九）

五（あるいは、巻第二の八）、『三国伝記』巻第十の四（翻刻編、表1の「10-3」を訂正）、『経律異相』巻第二十八の六。

十三　阿弥陀仏を念ずる事

昔、一人の僧有り。常に阿弥陀仏を念じ上リ、妻有り、信ぜザル者ナリ。一ノ男子有り。父の念仏数珠ニ取付き、常ニ口学ヲシ、母、之を悪テ之を制する時ニ、其の子、死シテ閻魔王の王宮ニ至る。

王、小児に問ひて云はく、「汝、浄土ノ七宝池を見ント思ヤ否や」と。小児、「見ン」ト申す時、王、此ノ小児を具して七宝池を見せシメ給ふニ、能々歩ミ廻りテ、浄土ノ或の諸々の蓮花を見るニ、微妙不思議ニシテ、大乗一実ノ法門を宣説ス。花中ニハ皆人化生セリ。又見れバ中ニ人無き花有り。小児、閻魔王ニ問ふに、「何故ゾ。皆人化生シカバ、中ニ人無き花有るヤ」と。王、答へて云はく、「汝知らズヤ。是れハ汝ガ父と汝ガ生ずベキ花ナリ」と。小児の申さク、「何故吾ガ母ノ花無きヤ」ト。王ノ云はく、「汝ガ母ハ悪業深重なり。故ニ無間地獄に堕つベ

【注】

①摩訶陀国…古代インドのガンジス川中流域の地名。また、この地を支配した王朝名。前六～前五世紀頃から栄えた。古代インドの政治・経済・文化の中心で、仏教の発祥地。（『日本国語大辞典』）。

②原文「湯」だが、「渇」の誤と判断し改めた。

③頻婆娑羅王…ビンビサーラ。古代インド、マガダ国王（在位前五五七頃～前四九〇頃）。漢語名頻婆娑羅（びんばしゃら）。十五歳で即位。隣国のアンガを征服して大国の基礎を築いた。首都ラージャグリハ（王舎城）を新設、釈尊やジャイナ教の祖バルダマーナを保護し、インド思想文化を開花させた。晩年、王子アジャータシャトル（阿闍世）に幽閉されて殺されたと伝えられる。生没年不詳（『日本国語大辞典』）。底本には「頻婆・娑羅王」とあるが、改めた。

④異本注記「王」。異本注記に従った。

⑤異本注記「終」。異本注記に従った。

⑥底本「竜」であるが、「終日竟夜（ひねもすよもすがら）」の誤と判断し改めた。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の十六、『私聚百因縁集』巻第三の

シ。其の花無し」ト云々。小児の申さク、「哀きカナ。『父母に孝せザル人の子ハ地獄に落ツ』ト、仏、説き給ヘリ。吾、幼稚[1]ニシテ爰ニ来至セリ。已に不孝ノ子ナリ。願はくバ、王、七日の暇を許せ。娑婆に還り此の由を母に語り、善根を修せシメ四花を開かむ」ト申しシカバ、七日の命を許し玉フ。

小児、娑婆に還り母を責め、善根を修し念仏を修せシム。七年を経て、遂に四花開かシムと云々。

【注】

①底本「幻」。下の「稚」から「幼稚」の誤写と判断し、改めた。

【関係説話】

『三国伝記』巻第四の十二。

十四　舎衛国俗人の家の事

昔、釈迦如来、舎衛国ニシテ俗人ノ家ニ六日宿（やどり）シ給ひキ。朝早ク出で給フニ、天暗く雨降り風吹き洪水[1]出でタリ。家主俗人ノ云はく、「今日ハ留まり給へ。風雨ノ難有り。又[2]同じく供養し奉らむ」と申ス。阿難[3]、舎利弗、迦葉等ノ御弟子達モ「今日ハ留まり給へ」ト申スニ、仏の言はク、「汝等極めて愚かナリ。一度語を交へて宿シ依[4]止スル、皆先世の因縁ナリ。家主、明かニ聞ケ。汝ハ先生[5]ニ虱[6]ニテ有りシ時、人ニ取り捨てラレテ寒[7]死すベカリシ時、汝ヲ取りて吾が身に付くること六日、命[8]に近ヨリ七日と云ふ朝、汝、已に死す。吾、此れに宿すること六日ナリ。仍りて今日止まるベカラズ」と言ひテ速かに耆闍[9]崛山に帰り給ふ。仍りて一言一宿も皆是れ先世の果報ナリ。

【注】

①洪水…水かさのますことを指す。

②又同じく供養し奉らむ…「亦同クハ七日ト供養シ奉ラム」（『今昔』）。ここは、今日も同じように供養して差し上げよう、の意ととる。

③阿難・舎利弗・迦葉等…いずれも釈迦の十大弟子。『今昔』では「舎利弗・目蓮・阿難・迦葉等」。ちなみに『今昔』天竺部では、「富楼那・須菩提・迦葉等ノ御弟子」

（五一）

（一の十三）、「富楼那・須菩提等」「舎利弗・目連等ノ五百ノ御弟子達」（一の二十七）、「阿難・舎利弗等ノ五百ノ御弟子等」（二の三）、「阿難・舎利弗・迦葉・目連等ノ御弟子達」（二の四。『百因縁集』十一も同）、「仏ノ御弟子、須菩提・目連・阿難等」（二の三十九）、「仏ノ御弟子、迦葉・目連・阿那律等」（三の二十三）、「舎利弗・目連・迦葉・阿難等ノ御弟子五百人」（三の二十六）。

④依止（えじ）…①たよること。②力や徳のあるものに依存し、そこにとどまること。たのみよること。よりどころ。③仕えること。④弟子として仕え、戒行を習い、教えを受けること。⑤…によって。⑥…を主題とすること。…に言及すること。（『仏教語大辞典』）

⑤先生（せんじやう・ぜんしよう・ぜんじよう）…前生に同じ。

⑥虱…虱を飼う話が『今昔物語集』巻第十三の二十二にある。蓮照。

⑦寒死…おこりを表す語に「さむやみ（寒病）」がある。「さむじに」と読んでおく。

⑧命に近より…『今昔物語集』では「六日ガ間温メテ命ヲ助ケキ」。

（五二）

近…一①ちかい、②ちかく、③ちかごろ、④ちかいもの、⑤てぢか、⑥せまる、⑦／⑧／二①ちかづく、ちかづける、②したしむ、③さいはひする、かあいがる、④せまる、⑤知る、（諸橋轍次『大漢和辞典』）。「命に近づく・せまる→天命に至って」と理解しておく。

⑨耆闍崛山（ぎじゃくっせん）…霊鷲山は漢訳。山頂が鷲に似ていることからの称。釈迦の説法処ともされる。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二の五、『六度集経』三の二十六。

十五　伯耆の大山の事

昔、一人の持経者有リ。法花経を誦するコト七巻に至る。残る八ノ巻ヲバ誦すること能はズ。此の由ヲ仏に祈誓ス。仏、示シテ云はく、「汝ハ先生（せんじよう）ニ牛ナリ。然るニ汝ガ主ハ汝ニ物を負はセ、伯耆の大山に参リ、汝を坂本ノ坊ニ羈（ツナ）ギ置き、神前に詣づ。其の夜、汝ガ宿スル坊ニ持経者有り。誦経シ、已ニ七巻を誦スル間、夜、已に明けしカバ、汝が主、出来シテ急に取りテ牽き去りシカバ、八巻ハ聞かズ。仍りて此の巻ヲバ誦せザルナリ。故に人

間に生ズ。先世ニ聞く所、明らかニ誦スルナリ」と示し給ヘリ。

【注】

①底本「法」。傍記の「汝歟」に従って改める。

【関係説話】

『法華験記』巻中の第八十、『今昔物語集』巻第十四の十八。

十六　俗、妻に教ヘラレ母を射る事

昔、一人の俗有り、妻ノ教へを用ゐテ母を殺害せんと欲ス。深山に母を将テ母を射ント欲す。時ニ母云はく、「汝、吾を射んと欲せんも暫し待テ。汝ニ処分すベシ」ト云ふ。二衣を脱ぎテ語りテ云はく、「穢れザル時に之を取れ。一ヲバ汝、之を服セヨ。一ヲバ汝が子に服せヨ。サテ後、吾ヲ射殺せ」ト云ふ。

「抑も汝、吾ヲバ何（いづく）ヲカ射んト思ふヤ。頭①を射んと欲フ、汝ガ載る処ナリ。眼を射んと欲ふ、汝ヲ哀れム処ノ眸（まなこ）ナリ。口ヲ射んト欲ふ、汝ガ口を吸フ処ナリ。胸ヲ射んと欲ふ、乳を呑む処ナリ。腹を射んと欲ふ、九月宿る処ナリ。足を射んと欲ふ、汝を養ふ為に物を求むる足ナリ。更に汝射るベキ処無シ。但シ脇コソ汝ガ思ひ無き処ナレ。サラバソコヲ射よ」ト云ひシカバ、箭を懸けて母を射る。忽ちニ大地破れテ地底ニ底②へ入る。母、哭（サケ）ンデ髪ヲ取りて曳けども髪ハ留まりテ身ハ落ち入リヌト云々。

【注】

①頭、眼、口、胸、腹、足…およそ五輪に対応するか。頂輪、面輪、胸輪、腹輪、膝輪。

②底本「ヱ」。移動を示す文中であるため、改めた。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二十の三十三、『法苑珠林』巻第二十二、『雑宝蔵経』九、『言泉集』孝養因縁「悲母不捨逆子事」、真名本『曽我物語』四・六・七。

十七　長者家人物負事

（五三）

【注】

欠話。目録に題が見えるが、本文は収録されていない。理由は不明である。

十八　犬打つ事

昔、有ル人、家ニ一犬を飼ふ。主、此の犬を捕へて打つ。時ニ側ノ人、睡りテ其の犬の啼ク声ヲ聞くニ、「吾ガ子、吾を痛ク打つ、吾が子、吾を痛く打つ」と云ふト聞き、眠りを驚かす。家主に「斯くのゴトク告グ」と語レバ、已ニ打ち止みテ、犬に問ひテ云はく、「其レ実カ否か」ト。

犬、答へて云はく、「吾(わレ)ハ汝ガ母ナリ。汝ハ吾が子ナリ」と答ふ。子、云はく、「何の故有りてか此の報を得給ふゾ」ト問ふに、「吾ハ先生、汝ガ家に住セリ。人、我ガ云ふ事ヲ聞かザル、之に依りテ汝ニ訴ヘテ一度打ちタリキ。其の果報に依り、吾、犬と作(な)ル。汝、常ニ打つナリ。吾ヲ打つに依りて、汝、生々世々、亦此くのゴトクナル果報を得ベキナリ」ト云へり。

（五四）

【関係説話】

不明。『今昔物語集』巻第三の二十に父が犬に転生した親子の話が見える。

十九　舎衛国の橋梵の事

昔、舎衛国に一人の長者有り。子有り、橋梵と名づくる大悪人ナリ。諸の人民・生類を殺害ス。嫁娶せシムルも、更に相叶ふ女の国中に求むルニ無く、隣国に尋ぬれドモ得ルコト能はズ。父の家ニ還りて吾①ガ母の事ヲ見るニ、是の女ニ勝る無し。即ち吾が妻ニセント思ひテ父ノ家ニ出で入リ、弥よ内外無し。母、思ふに、「親子ノ間ナリ。何の疎む事カ有らン」ト思ふ。時に梵子、俄ニ母の懐に入る時、母、驚き逃ゲ隠れヌ。追ひ捕ラヘテ遂に嫁ぎヌ。母、果報拙くシテ已に度々子の為に犯さル。梵子、思フに、「吾ハ父②の増さる故ニ万事心ニ任せズ。吾、須く父を殺シテ世を恣ニすベシ」ト思ひテ、即チ父を殺す。父ノ師の羅漢聖者、一人在家ニ来たりテ之を見、去らント欲ス。時ニ梵子、此の僧ノ逃げ去るを見、「吾ガ所為ニ定めて遠近人に語らン」ト思ひテ又羅漢を殺ス。

此くのゴトク千③乗万騎、意に任セ、時ニ伴妻、窮（ヒソ）④カニ他男と通ズ。梵子、此の事を聞き大いニ瞋りテ即ち母を縛りテ打ち迫りテ云はく、「昔ハ吾、汝の子ナリ。今は已に吾が妻ナリ。汝、争（いか）でか他身を触るルベケンや」と云ひ、已に打ち殺ス。仍りて三逆を造る。梵子、日月を経、漸く慚愧懺悔の心を発シテ、「吾、已に逆罪、此れに造る。若し罪有りや無しヤト仏に問はン」ト思ひテ祇園精舎に参ず。到りて已に仏を問ひ奉れば、「仏ハ鷲峰山に在（おはしま）ス」ト答フ。「サラバ御弟子達聞き給へ。吾、申すベキ事有り」ト云ひテ、件の三逆ノ由を次第ニ語る。⑤千二百羅漢等、皆、面を塞（フサ）ギ顔を側（そばだ）ツ。「斯かる悪人ニ⑥随逐すレバ咎有らん。更ニ見聞すベカラズ」と云ひテ去りヌ。梵子、大いニ瞋恚ヲ発ス。即ち千二百羅漢ノ僧坊・経論・法門、皆之を焼き払ひテ家に帰ス。数日を経テ又祇園精舎に参り、釈迦の御前に至る。千二百羅漢等、梵子を見て打ち追はんと欲す。爾の時に梵子、仏前に進み出でテ仏に向ひ上（たて）マツリ、五逆ノ由を始めより一々陳じ申ス。爾の時に仏、微（ミコト）ニ笑ひテ給ひテ「善きカナ善きカナ」ト言ひシカバ、梵子、忽ち諸悪を断ち、羅漢果ヲ証す。

⑦五逆を造る者モ仏を見奉り其の罪を懺⑧悔せシハ、立チ処ニ得果ス。況んヤ本ヨリ誠心を至す者の功徳ヲヤ。

【注】

①吾ガ母ヲ見るニ是の女ニ勝る無き事なれば…「吾が母を見るに是の女に勝る事無ければ」か。

②増父…父に増さる、では意味不通。

③千乗万騎…多くの乗り物、多くの騎馬の軍勢。千乗は、大国（諸侯）も意味する。

④窮…「竊」か。

⑤千二百羅漢…見せ消ちにより、千百羅漢となるが、「千二百」を意図したものと理解。後文参照。

⑥随逐…底本「随遂」。既出の誤字（用字）。

⑦五逆…「如十輪経云。有五逆罪為最極悪。何者為五。故心殺父母阿羅漢。破壊声聞和合僧事。乃至悪心出仏身血。諸如是等名為五逆」（『法苑珠林』巻第七）

⑧懺悔せシハ…懺悔した者は。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第四の二十三（未完）、『大毘婆沙論』巻第九十九。『倶舎論頌疏抄』巻第一、『大乗二十二問本』。

（五五）

二十　閻魔王宮に僧と同法、詣づる事

昔、二人の僧有り。一人は精進勇猛ニシテナリ。[①] 一人は懈怠無慚ナリ。然りと雖トモ、人の施しを受く。此の僧、死シテ地獄に堕つ。一人の僧、同法を訪ねンガ為ニ、行力ヲ以て閻魔王宮ニ詣で、同法ノ僧の在所を問ふ。閻魔王、答へて云はく、「汝が同法ノ僧、慚愧無き故に無間地獄の釜（カマ）ニ堕つ。行きテ見るベカラズ。今、無間地獄ノ釜ヘハ八百九十億ナリ。争（いかで）カ知らン」ト云ヘリ。僧の云はく、「若し王の宣旨有らバ、自ら至らん」ト申ス。時ニ閻魔王、宣旨を与ふ。僧、其の文を得て無間地獄の釜に至りテ銅湯を見る。仏、猛火を還らし熾燃シテ其の火盛んナリ。其中ヨリ件の同法の僧、出でタリ。暫く苦患ヲ止（トド）めて語りテ云はく、「君ハ説法利生ノ結縁ノ故、此れに来至し給ヘリ。吾ハ無慚ノ故、此の地獄の釜に落ちタリ。願はくバ、汝、吾ヲ助ケ給ヘ」と云ふ。「何（いか）にシテカ助くベキ」ト。「只法花経を一部書キ、供養シテ速やかに助くベシ」と云々。

僧、問ひテ云はく、「若（なむぢ）、吾ガ母の在所ヲカ知る」と。僧、答へて云はく、「此ノ釜ニ在リ」と云フ。教へのゴトク行きて見るニ、母、釜の底ヨリ出タリ。獄卒、鉾を以て指し返ス。暫く乞ひ留めテ母の語リヲ聞くニ、陳べて云はく、「吾、汝を養はんが為に罪を造りて此の地獄に落つ。抑（そもそ）も、吾、汝が家に行き至るコト三度ナリ。一度は犬に成り至りキ。『物盗み食フ犬ジヤ』ト云ひテ頭を打ち已に打（ウ）[②]チ殺ス。一度ハ蛇に成り至りキ。又打ち遂カバ、首砕けて死にキ。一度ハ狐に成り至る。汝、大いニ『物怪（もつけ）なり』ト云ひテ打殺しキ。吾子バカリト思ひテ恋（こ）ヘリ。又ハ物ノ貧しきに行き至リシキ。無情にして度々吾を打殺す。其れヨリ又此の地獄の釜ニ落ちテ無量劫ヲ経（ふ）ベシ。汝、吾ト先生ノ母子ナリ。汝、速かに吾を助くベシ」と。僧の云はく、「何事を修すベキヤ」と問ふ。母、答へて云はく、「只法花経を書き供養すベシ。苦を離れ天ニ生ゼン」と云々。

【注】

①底本「勇猛精進ニシテ也」。

②底本「折」だが、傍記「ウチ」に従い、改めた。

二十一　天和の母の事

昔、天和ト云ふ人、二疋ノ女馬を具シテ路を行くニ、追ひテ一疋ニハ前を行かシメ、一疋ヲバ自ら乗りて後ニ行ク。是ノ馬、二疋ナガラ氷上にて顛倒ス。数鞭之を打つに、起きズシテ云はく、「痛クナ打ちソ。吾ハ汝の母ナリ。汝ヲ我を養育スト雖ドモ、尚ほ吾、物ノ要有りシガ故に米一石ガ文書ヲ作りテ、汝ガ姉ト相借用シテ返さズシテ死ニキ。其の業に依りて今十三年間汝ニ仕ふるナリ。今、已に其の米酬ひ畢ル。時ニ、吾、此の事を云ふナリ。前に顛伏シタ馬ハ汝ガ姉ナリ。汝ガ乗ル吾は即ち汝が母ナリ」ト云ふ。時ニ天和、哭ゲイテ云はく、「実ニ吾母ニテ御座サバ、前ニ立つニ定めて室に御座ませ」ト云ひシカバ、母馬・姉馬共に子ノ天和ガ家ニ還れリ。サレバ、地獄・餓鬼ノ有情、修羅・畜生の族ナリト云ヘリドモ、皆是れ生々世々ノ父母親子ナリ。

二十二　迦旃延の事

昔、釈尊、衆生ヲ教化せんが為に、阿難、舎利弗、目連、迦葉等ノ御弟子五百人、各諸国に分ケ遣ス。迦旃延ハ罽賓国に当たる。爾の時に迦旃延の云はく、「其ノ国ハ神国ニシテ、未だ仏法・名字ヲモ見ズ。日々夜々、常に猟狩ヲ所作トス。諸悪の国ナリ。何ぞ之を教化せん」と申し給ふニ、仏、「只だに行くベシ」と言フ。

時に迦旃延、其の国に行き至りテ思ふに、「悪しキ樹ノ本ヲ切レバ枝々ハ枯れヌ。然れドモ、吾、先づ国王ノ許に行き、其れを教化せん」と欲シテ、王宮に行き至る。而ルニ国王、狩ニ出デ給ふ。時ニ、数千万騎の衆出でタリ。時に迦旃延、錫杖を肩ニ荷ヒ、三衣一鉢を臂に懸け、其の前に立ちタリ。或ル人の云はく、「未だ曽つテ見ザル者出来セリ。此れハ何ナル人ゾ」と之を怪しみテ大王に奏す。王、勅して云はく、「只だ殺すベシ」ト云々。之に依りて頸を取らント欲す。時に迦旃延ノ云はく、「暫し待テ。大王ニ申すベキ事有リ」と。軈テ将て王前に至りヌ。即ち王、問ひて云はく、「汝、何人ゾ。未だ曽つて見知らズ。吾れ悪人ナリ。汝、此れに来たりテ有るハ極めテ愚かナリ」と。迦旃延、答へて云はく、「国王、極めテ能く御坐ス。吾ハ極悪人ナリ。①大王ノ狩ト御知ナガラ前ニ立ちて行く」ト申し給ふニ、大王、を興し給フ。共

（五七）

ニ具シ給ひテ王宮に還る。「此の仙ニ能き食物を献ジテ能きか」と問ひ給へバ、「イト能し」と申し給ふ。又悪しき食物を献ず。「此れも又何(いか)ん」と問ひ給へば、「此れモ又イト能し」と答ふ。大王の云はく、「悪しきモ能きモ皆ナ能しと云ふハ何に」と問ひ給へバ、迦旃延、答へて云はく、「法師ノ口ト竈ノ口トハ同じナリ。何モ嫌はズ。腹に入レバ只同意ナリ」と申し給へバ、弥よ哀憐して極り無し。時に数日を経て、迦旃延、大王に申し給ふに、「吾、九十日女人の所に行き法を説きて聞かシメン」ト云ひて去り給ひ、女人の所に至り居給フ。女、頭ノ髪を抜きて売りテ九十日供養す。九十日ト云ふニ又国王の許ニ詣で給ヘリ。王、問ひて云はく、「何処にか在る。食物は又如何」と問ひ給へば、答へて云はく、「女人の為に法を説くニ、此ノ女人、即ち頭ノ髪を抜きて之を売りテ食はシムル」と申し給ふ。時に大王、「彼の女を見ン」ト言ひテ使ひを遣はシテ、召すニ参らズ。使者、奏シテ云はく、「彼の女ハ光を放ち居ス。端厳美麗なるコト双(ナラ)ビ無きナリ」と申す。時に国王、又花輦を遣す。此の女、光を放ちつつ王宮へ来至セリ。大王、出で向ひて九重ノ裏ニ居ゑ給フニ、本の五百人ノ后ハ蛍のゴトシ。此ノ后ハ日月のゴトシ。寵愛極まり無し。終日竟(を)はれば早朝より宮仕す。是れ迦旃延の説法の故ナリ。其れヨリ其ノ国ヲ給ひテ仏法ヲ弘メしむと云ヘリ。

（五八）

【注】

①底本「大王ノ狩ト御乍レ知前ニ立行」。あるいは「狩ト知りナガラ御前に立ちて行く」か。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の二十六。

二十三　山寺の百人の僧の事

昔、山寺に百余人の僧有り。止住シテ各仏法を修行し、経教を習学す。国中の人、皆此の寺の僧を常に請ス。或る時は十・二十人。或る時は四・五十人ヲ請ふ。此の中に一人の老僧有り。歳は八十有余ナリ。貧窮無福ニシテ仏法を修行ス。寺僧に請用ハ有①リモ、此の老僧ヲバ僧の数ニモ入れズ。然りと雖ヘドモ、請用有リト聞ク度ニ、先づ頭剃り沐浴シテ請僧に入る事を待ツノミ。而れド

モ、衆僧軽んじ賤ジテ更に相交らず。

時に其国の大王、大法会を設く。其の山寺の百人の僧を請ず。老僧思ふに、「此の度ハ已に百人ナリ。サリトモ吾ハ衆数ニ入りナン」と思ひテ、又頭剃り沐浴シテ衣裳を借リ侍ルニ、此の度モ百人の数ニ入らズ。而して此の僧ニ一人の弟子有り。即ち師を恥づ。老僧思フに、「弟子ガ云ふ事、尤も道理ナリ。吾、極めテ恥カシ」ト念ひテ、深山に入り身を投ぐ。時に樹神、此の僧を受ケ取りて木の本に居う。時に仏、来たりて法を説き給ふ。其ノ文に云はく、「法性は大海のゴトシ。是非有るを説かズ。凡夫賢聖人、平等に高下無し」と。仏、是の偈を説く時、此の僧、果を證ス。羅漢と成り、樹神、又教ヘテ云はく、「聖人極めて愚なり。今ハ本の山寺に還り、其の所ヲ清涼池に作し、蓮花ヲ開きテ其れに坐スベシ」ト云ヘリ。

老僧、教へのゴトク山寺に還リ、其の所ヲ速かに七宝ノ池と成シテ、蓮花開き身ヨリ光を放ち、蓮花ノ上に坐シテ、百人の僧徒ハ飯酒ヲ食し、希なる施物を得テ、各栄花の眉を開けリ。本の住山に還りテ、吾等が住所を見レバ、皆ナ清涼池と作り、蓮花開キタリ。中に彼の老僧、光を放ちて居タル。之を見れば実に仏如来ニ異ならズ。百の僧人達ノ云はく、「我等誤りテ仏法が為に、無頼ノ咎を致セリ。聖人、願はくバ、我等ガ愚痴・無智ノ咎を免じ、我等を利益し給へ」ト僧タチ同音に五体ヲ地に投じテ礼を作ス。聖人、彼等ガ為に此の偈を説き給フ。百余の僧、共ニ阿羅漢と成る。高貴モ貴からズ。下賤モ賤しむベカラズ。一切衆生ニ悉く皆仏性有るが故ナリ」と云々。

【注】

①「有レドモ」あるいは「有ルモ」か。

二十四　寺に材木を曳く牛の事

昔、北国に大伽藍有り。破壊し顛倒ス。其ノ辺ノ人、修理の為に山に入り、材木を取レリ。時に一牛出来シテ、十二年ノ間、此の木ヲ曳く。時に万人、此ノ牛ヲ哀れむ。常ニ之を曳き、江・河・水に至れば之を洗ふ。此の牛の背ニ文有り。其の文に云はく、「此の牛ハ先生此の寺の住僧ナリ」トアリ。其の故ハ、修理の料ノ米五升、借用

（五九）

シテ酒を買ひテ呑み、返さズして已に死ス。其の報に依りて牛と成りしより来(このかた)、十二年ノ間其れに酬ゆべシ。借用スル米ハ少なしと雖も、酬(③)ゆる事、十二歳を経。心有る人、之を聞知せヨト云ヘリ。

【注】

①底本「哀此牛」の「此」の訓点送り仮名に「ヲ」、「牛」の訓点送り仮名にも「ヲ」。文意により改めた。
②底本「此事」。異本注記により「此牛」に改める。
③底本「酬哀」。異本注記により「酬事」に改める。

二十五　俗人、母の負ふ物を徴(①はた)る事

昔、田舎に一人の俗有り。母を家に置きて、京に登り、学衆に入レリ。其ノ人の家、豊かにして宜シ。家の稲(②)、積みて諸方に出挙(③すいこ)ス。然れドモ其の母貧窮ナリ。子の積み置きけル稲十束、之ヲ借用シテ、返すベクも力無し。返さズシテ子帰来ス。母に向かひテ稲を迫り徴(はた)ル。之を返すニ堪ヘザルノ由ヲ答ヘリ。「母ト雖も負ふ所の稲、何にシテカ出でズ」トハ云ふ。「速やかニ汝出だセ」ト暴(④あら)ク迫る時ニ、村々里々ノ人々、此ノ母を哀れみ、或いハ一束、或いは半、或いは一・二把充出し、合力シテ十五束(⑤)の稲を返す。弁(⑥わきま)ヘテ其の母、子に向かひて語りて云はく、「汝ハ吾が子ナリ。吾は汝ガ母ナリ。吾、今十五束の稲ヲ返ス。吾が乳房ノ汁(⑦)、百八十石三斗ガ値ヲ速やかニ出だすベシ」と云ふ。亦(⑧)「汝ハ上に居り、吾ニ迫る。吾ハ下ノ露地ニ居シテ汝ニ迫らル。定めて罰有らンカ」ト云ひシカバ、時ニ則ち口ヨリ血を吐き、家に火付き、焼け死ぬト云ヘリ。恩を蒙りて恩を知らザル者ハ、斯くのゴトシと云々。

【注】

①徴（はた）る…責め立てる、催促する、徴収する（中田祝夫・和田利政・北原保雄編『古語大辞典』、一九九四年、小学館）。
②稲積（いなづみ）…刈り取った稲を積み重ねたもの。稲塚。稲むら（『日本国語大辞典』）
③出挙（すいこ）…古代、農民への稲または金銭の利息付き貸し付け（『古語大辞典』）。

④底本「田」。文意により「由」に改める。
⑤底本「速」。異本注記により「束」に改める。
⑥底本「ムト」に訓点送り仮名「テ」。文意により「ムト」は「弁」の誤記と判断した。弁（わきま）ふ…辨償する。償う。（『古語大辞典』）。
⑦底本「斗」。文意により「汁」に改める。
⑧「亦汝居迫吾ニハ居下露地」の「ニハ」の間に「吾」が脱落したものとして読んだ。

釈尊大悲ノ事
二十六　太子、眼を抜く事①

昔、国王有りて一人ノ太子有り。道心極まり無く、薬方術双び無し。又其の国ニ一の医師有り。太子を「医術のゴトクしテ殺すベシ」と計りごとヲ廻らす。時に其の州ニ病患起きテ、人民の半分死亡シキ。爾の時大王、民を哀れみて、件の医師を召し、此の病患を治すベキ方便を語リ給ふ。医師、答へて云はく、「生ヨリ以来、未だ腹を立てヌ人の眼を取り、洗ひ流シテ人ニ呑まセシムベシ。皆、病止みナン」ト奏す。時に大王ノ云はく、「我国ヨリ始めテ他国に至りて普く求ムルモ、誰人カ生ヨリ以来未だ腹ヲ立てヌ人有らンヤ」ト。「仏ヨリ外ハ更に有るベカラズ」と云々。

其の時太子、側に居玉ヒテ此の事ヲ聞きテ大王に白し給ひて、「自（わ）れコソ候ふナラン。吾が眼を抜き取りて衆生の病を癒やシ給へ」ト。時に大王の云はく、「縦ひ衆生死し、乃ち吾モ又死すトモ、吾が太子ノ眼取ること更に有るベカラザルナリ」と。太子、「此身ハ無常ナリ。之を惜めドモ遂に死シテ土と成る。吾、此身ヲ惜しんで多くの衆生を殺すベカラズ。亦吾ハ衆生の願を満たし苦しむ衆生ニハ代はらんと思フ誓ヒ之有り。遂に成仏シテ衆生を利益せんと欲する身ナリ。猶吾ヲ子ト思シメサバ、此の事許シ給へ。善知識に遇ふ事ハ小縁に非ズ」と申し給へバ、大王モ后モ五体地に投げテ伏し、泣（まろ）ビ、吾が子ニ、「国ノ位を譲る」と言ふ。又「死ノ道ニ代らント思ひツルニ、何故ニカ此事出来ヌルゾ」ト泣き哭（さけ）ミ給ふこと限りなし。

然りと雖ドモ、太子、誓願を発シテ言はく、「吾ガ此の度両眼ヲ捨て、後生ニハ必ず成仏シ、其の眼を得て三十二相八十種好を備へ、一切衆生を利益セン」ト云ひテ、両眼を抜き水に洗ひ法界ノ衆生に呑まシメ給ひキ。衆

生、共ニ其の水を呑み、病悉く除癒シテ無病自在ナリ。

時に帝釈来たりて太子に問ひて言はく、「汝ハ何の願に依りテ両眼を捨て転輪聖ノ位を要(もと)むるか。帝釈三十三天王の位ヲ要むるか。大梵天王の寂禅定の目出度き楽を要むるか。吾、汝の願ヲ叶ヘン」ト言フ。時に太子、答ヘテ云はく、「天上ノ勝妙楽モ更に要めズ。只我成仏シテ一切衆生ヲ利益せんとする思ひナリ」と言ヘリ。帝釈の言はく、「仏と成ル道ヲ願ふこと、吾ガ力ハ及ばザル所ナリ。吾、此れに来至するが故に、汝ガ両眼ヲバ本のゴトク入れン」ト云ひテ、著け還し給フ。其の太子とは今日の釈迦如来、是れナリ。眼を抜く医師とは今の提婆、是れナリ。

【注】

①目録に「付提婆品尺迦事」とあるが、必ずしも内容は対応していない。『妙法蓮華経』の「提婆達多品第十二」は悪人成仏と女人成仏とが説かれているが、太子も提婆達多も成仏はしていないのではないか。しかし話数を示す「廿六」の傍記「尺(釈)尊大悲之事」には対応している。

②三十二相八十種好…仏の身体に備わっている特徴。見てすぐに分かる三十二相と、微細な特徴である八十種好を併せたもの。

（六二）

二十七　絵師、金三十両を以て修善する事

昔、一人の絵師有り。請を得て伽陽城に行く。妻有り、子ハ二人有り。是れヲ家に置きて行き去(まか)りヌ。妻子、一年之を待ツニ見えズ。二年待つに来ズ。十二年と云ふニ、金三十両ヲ得て還り来ルニ、途中に於いて善根を修むる所ニ至りテ、道心俄に発しテ、一人の僧に問ひて云はく、「此の寺ニハ何等ノ重物ヲ以て善ヲバ修す」と問ふ。僧の云はく、「金三十両有レバ修(おさ)まル」ト云ヘリ。此の絵師、金を取リ出シテ仏に献じ、僧ニ供養シテ空手ニシテ本ノ宅に還ル。

時ニ妻、悦びて云はく、「何物ヲバ持テ来たル。速かニ子共に食はセヨ」ト云ふ。男、答へて云はく、「金三十両有るヲ、生々生々世々失はザル蔵に納ム」ト云ヘリ。妻ノ云はく、「蔵トハ何れニ在る蔵ゾ」ト云ふ。男の云はく、

「還りツル路に貴き仏僧御座すヲ、已に供養し奉ル。其れコソ実ニ失はザル蔵ヨ」ト云ふ。時ニ妻、腹立しテ云はく、「冬の夜、糸寒きニモ『汝、今ヤ来たらん』ト思ヒ、夏の日、温キ苦ニモ『吾が男ハ今ヤ来たらん』ト見待ちタリキ。然るニ十二年を経て来たリ、民の王ヲ得るガゴトク、闇キニ燈を得るがゴトキと思ヘリ。已ニ汝、何ゾ三十両ノ金ヲ十五両にて善根を作し、残ル十五両を持ち来たらザルヤ。其の故ハ、子共を養はンガ為ニ、多く人に物を借り置くナリ。吾ガ男来たりナバ速かに返さント約束ス。汝、来れドモ極めテ情無シ。無益ナリ」ト云ひテ闘諍ス。

「抑モ、汝ヲバ官に訴え申シテ獄に処セシメン」と云ひテ、妻、検非違使に訴ふる処ニ「尤も道理ナリ」と云ふ。又男ニ「何かニ」ト問ふニ、其れ亦た件の供養の由ヲ陳べ申スニ、「又是れ道理ナリ。二人ナガラ極テ哀れナリ」と云ひて、男ニハ乗馬を得さシメ、女ニハ無価ノ宝珠を懸けタル衣を脱ぎテ得さシム。又国王、此の事ヲ聞し食シ、哀れみを垂れて国の位を譲リ給ふト云ヘリ。是れ則ち善根を修すレバ、諸天の加護有りテ加様ノ果報を得るナリ。

【関係説話】

『大智度論』巻第十六の十一、『雑宝蔵経』（四十二）、『大荘厳論経』巻第四の二十二話、『経律異相』巻第四十四の五、『法苑珠林』巻第二十一、『宝物集』（二巻本・三巻本・七巻本）。

二十八　百二十歳の僧の事

『大荘厳論』に云はく。舎衛国ニ昔一人の僧有り。歳百二十ニシテ道心を開き発シテ、仏所に詣でて入道出家セリ。新僧ナレバ、五百ノ弟子達に此の僧仕①ヘリ。年老ひたレバ起居に苦シ。手足ノ水を取るニモ利く進ルニ堪ヘズ。念ひ煩ひて、吾レト山に入りて身を投げむと思ひ、深き山ニ入りテ、高き岩ニ登りて云はく、「吾れハ戒を破るニハ非ズ、仏に奉仕セント思ふニモ堪ヘズ。只だ此の身ノ老いタルガ心②青キ無キナリ」と云ひテ身を投ぐ。仏、之を見給ひテ、百福荘厳の御手ヲ以て此の僧を受け取り、阿難尊者に預け給ひ、「之を具して修行し、道心を発さシメよ」と、阿難に言玉フ。

（十六二）

（六四）

此ノ僧を具して浜の側に行くに、若く能き女、一人死に臥ス。大虫、目ヨリ出でて鼻に入り、鼻ヨリ出デテ口に入る。之れを見るに、「是れ如何ン」ト問ひ申すニ、「暫ク待テ。今云ハン」ト言玉フ。又行けバ、女、大釜を負ひ路を行ク有り。又自ら其の釜に入る。其の釜、猛火が為に燃ゆ。其の炎、空に登ルコト十丈バカリナリ。此の女、能く煮テ自ら釜ヨリ出テテ自らの肉を食ふ。又釜を負ひ行き、又此れを返し行けバ、十丈の火ノ柱ニ炎有り、然して上る。之を見るに人形ナリ。鉄ノ觜有る虫、百千万億バカリ此れに取り付き吸ひ食ひテ、之を見る。通キテ又大き山の高きニ登り、二人、草を敷きて坐ス。

僧、阿難尊者に問ひて云はく、「道を通ルに見エル者ハ何等ゾヤ」と。尊者、答へて云はく、「汝、聞ケ。始め死に伏せル女人ハ、国王の后ナリ。其れガ海波ニ落ち入ルに、打ち上がりテ伏す。大虫ノ出で入ユルハ、自らの容能しト思ひテ愛スル故に、大虫と成りて自らの容ヲ喰らふナリ」と。次ニ「釜を負ふ女人ハ、自ラを煮、返りて自らの肉を食ぶル。何ン」ト問ヘバ、尊者ノ云はく、「其れハ、先生ニ人ノ従者ナリし時、主人の僧ノ処へ物を遣はすに、道に於いて之と別れテ之れを食ふ。僧、之れを疑ひ、『汝、若くは之れを犯すか』ト問ひし時に、女ノ云はク、『吾れ若し取らバ、生々世々ニ自我の肉を喰らふ身ト成る』ト云ふ。其の誓ひに依りて、九十一劫の間自らの肉を食らふ果報を得タリ」と。又次に「火柱有りて人形とナルヤ、頭逆さニシテ十丈の炎と成り、燃え登ルは何人ゾ」ト云ふ。答へて云はく、「其れハ現在僧物を取り、寺ノ用の常住の油を失はバ、無量劫の間、燃ト成り、焼け走るナリ」と云々。又「山高ク大きなるハ何ん」と問ふ。答へて云はく、「此れハ是れ汝ガ先生の間の骨ナリ。犬・野干と成り、鵄ニ鳥にと作り、螻・蟻・蛇ト作る時に積む所の骨に非らずヤ。況ヤ無量劫の間の後、四悪趣に堕ちて無量の苦患を受くる時の骨ヲ思ひ遣レ」ト言カバ、其れ立ち所ニ、諸法無常の阿羅漢果を証すと云々。

【注】

①底本、送り仮名「ヘリ」は「達」に付く（五百人弟子達ヘリ仕此僧）が、文意が通らないため、「仕」の送り仮名の誤写として扱った。

②底本「靑」。傍記「アオキ」。字義不明。「情」の誤写か。
③底本「ヱ」。同様の表記が十六話（注②）にも見える。
④四悪趣…六道の中、地獄・餓鬼・畜生・修羅の四界のこと。対応は不明だが、それぞれ、国王の妃・釜を負う女人、燃えつつ走る亡者、百二十歳の僧の前世を指すか。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の二十六、『私聚百因縁集』巻第二の一、『経律異相』巻第三十五の四、『法苑珠林』巻第二十一。

二十九　和頼多の事

昔、一人の俗有り。和頼多ト名づく。父母、大いに富み世間を恣にすること自在ナリ。時ニ和頼多、出家シテ仏の御弟子ニ成らんと思ヒ①、父母に向かヒ出家の暇を乞ふ。父母之れを制シテ許さズ。和頼多ノ云はく、「吾れニ出家ヲ許さズンバ飢ゑ死ナン」ト云ひテ、「三日臥シテ食はズ、七日臥シテ死ナン」ト云ヘリ。或る人の云はく、「此の君ハ已に明日ハ死ナン。此れヲ見るに出家を許セ」ト申ス。時ニ父母、已に出家を許ス。時に和頼多、起居して食ス。軈て頭を剃りて髪ハ母ニ取り納めテ「仏前ニ詣で、戒を受けむ」ト云ヘリ。父母、子に語りて云はく、「汝、仏所ニ詣でバ、一年ニ三度来るベシ。親子ノ契、片時モ汝ヲ見ズば肝・心堪へ難し。速やかに来ベシ」と云ひ、送リ遣はス。然れドモ一年待つニ来ズ。二年三年待ツモ見えズ。已に十二年を経て、②三界の惑ひを断シテ羅漢と成りて後ニ、仏に白して言さく、「約束せし父母の所に罷り申シ仕る」と。仏、「善きカナ」ナリト言ひ玉フ。

時に和頼多、父の所に到りて乞食シテ、父、出でテ之れを見る。「何なル法師ゾ」ト云ひ、「思ふ様ニ来たる」ト云ひテ打ち追ひしカバ、逃げ去りヌ。猶ヲ又還りて門に至る。下女、出でて之れを見て云はく、「今此れに立ちテ玉ヘルハ、和頼多ニテハ御座さザルか」と云フ。「然ナリ」ト答ふ。下女、還りて申ス、「立ちたる僧、已に和頼多ニテ御座すナリ」と。時に父母、哭シテ走り出でテ之れを迎へ取る。洗浄シテ我が衣裳を着せシムと云々。

然れば父母、已に金銀七宝を和頼多ガ前に積み置き、語りて云はく、「汝、此れに留まりて之れを領知せシムベシ」と云ヘリ。次に本妻の端厳美麗ナル事菩薩のゴトキ

（六五）

なるが奥ヨリ出でタリ。父母ノ云はく、「汝、是の人と見(まみ)えよ。汝を慕ひ、汝を悲しぶ事、心肝を砕く。思ひ留むべシ。吾ガ此の財宝ハ汝の意に任すべシ」ト云ヘリ。時に和頼多の云はく、「吾れハ財要らズ。又妻要らズ。然りと雖も、此の財ヲバ吾れに得シメよ」と云へり。父母、皆な財宝を子に与ふ。時に和頼多、財宝を皆な車に積みて持ち去り、③恒迦河ニ流シツ。語リテ云はく、「世人ハ此の財に依りて④三悪道に堕つ。然ルニ財宝ハ吾が身の敵ナリ。受け用ひズ」ト云ひて、空に昇りて⑤十八通を現シテ去りぬ。

又山林に到り、樹下に柴の座を敷きテ居リ。時に隣国の王に似たるが狩りニ出で給ふ。其の樹下に至るに、一人の臣、奏シテ云はく、「此の木の下に居ル僧ハ、已(わぬし)、竹馬の時ノ御友達、和頼⑥多にテハ候はズヤ」ト申す。国王の仰せニ云はく、「汝、何の故有りて出家シタルソ」ト問ひ給ふニ、「三事に依りて出家せルナリ」ト申す。大王の云はく、「三事とは何ぞヤ」と。答へて云はく、「其の三つハ、王、父母の病ニ能く代はり給はン」と申す。「代はることを得ズ」ト云ふ。「二つニハ、老人死すべシ。能く代はリ玉フヤ」ト申ス。「其れモ代はることを得ズ」と云ふ。「三つハ、地獄に於いて普く衆生に交はりて能く代はり給ふヤ」ト申すニ、「其れモ代はることを得ズ」と。和頼多の云はく、「其の事思ひテ之れを見、実に堪え難きに依りて吾レハ出家スルナリ」ト申す。大王の云はく、「汝、昔ノ竹馬の時を思フニ友達ナリ。吾が処ニ二万の夫人有り。其の第一を汝に譲リ、又吾ガ国王の位を譲らん。速やかに還俗し玉へ」と云ふニ、和頼多、答へて云はく、「汝の二万の夫人モ要らズ。又千の国土も要らズ。只だ吾れ成仏シテ、汝ト又一切衆生ノ苦ニ代はりテ皆な仏道に入らシメんと思ふバカリナリ」ト云ふ。虚空に踊り在(ましま)シテ⑦十八神変を現じて去るト云ヘリ。

（六六）

【注】

①底本「イ」。

②三界…欲界・色界・無色界の三界のこと。仏教の世界観において一切衆生の生死輪廻する迷いの世界を指す。

③恒（伽）河…ガンジス川を指す。

④三悪道…悪業の結果堕ちる地獄道、餓鬼道、畜生道の三つの悪道。
⑤十八通…僧が修行によって得る十八種類の特殊能力のこと。十八変・十八神変に同じ。
⑥底本「羅」。誤写とみて改めた。
⑦十八神変…十八変に同じ。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の二十五、『経律異相』巻第十八の三、『仏説頼吒和羅経』、『中阿含経』第三十一。

三十　恒河の側の貧女の事

昔、恒河ノ側ニ貧女有り。其の辺りニ一の神有り。名は恒河渇神。此の女人、子無し。信心致シテ此の神ニ子を祈る。随分の供物を備へ、五・六年間之れに祈るも得ズ。十二年之れに祈るも得ズ。此ノ女人神に向かひて腹立ちて云はく、「吾ガ十二年間、志を致シテ祈るニ、子ヲ得さシメズ。今、屎尿糞穢を懸けて汝を焼失す。速やかに追ひ払ハン」と云ふ時に、恒河渇神、託シテ云はく、「吾れ四天に上りテ此の由ヲ天王ニ白ス」と。四天王又帝釈に白し給はバ、又帝釈・大梵天王に白し給ヘリ。大梵天王ノ言はク、「人界に生ずベキ天人一人有り。彼を勧請して下らシメ、彼の女人ノ腹ニ宿らシメン」ト言ふ。件の天人、語りて云はく、「吾れ下界に生じ、出家して羅漢と成らん」と云ヘリ。梵王・帝釈共ニ言はく、「汝、下賤ノ腹に宿れドモ、我等助成シテ出家セシメん。彼の恒河渇神ノ方へは『願ひ満てヨ』ト言ヘリ」ト云々。

時に天人下り、彼の女人の腹に宿りテ、九月過ぎテ産まれタリ。其の後、此の子、「出家すベシ」と云ふ。母の云はく、「汝を祈り求むるコト、給仕ノ徳ヲ蒙るベキ故なり。更に本意に非ズ」と言ひテ出家を許さズ。子の云はく、「吾が出家を許さズンバ死なン」ト云ひテ、十丈の火地を穿ちて落ち入るニ更に焼け死なズ。又恒河の深きこと四十里有るニ落ち入るニモ死なズ。弓箭刀杖を以つて死なんと欲するモ死なズ。時に此の男、思ひ煩ひて云はく、「吾れ所詮王后ニ身ヲ触れテ、吾れ即ち神に殺されン」ト思ひテ王宮に入り、后ヲ陵轢す。国王、之れを捕へ、罪に処せシム。杖木を加ふるも当たらズ。国王、之れを恠れ給ふ。

時に一人の臣有りて、此の男ノ前々の事ドモを念比ニ

（六七）

之れを奏す。大王、已に赦免シ給ひテ、サテ仏に此の由を問ひ奉る。仏、説きて言フ。「汝聞ケ。此の男ハ過去④無量劫ニ女人に生ずる時、国王ニ八万の夫人有りて八万の采女有り。其の夫人、歌を歌ひて道を行くに、一男来たりキ。夫人の歌に音を加へて歌ふ。国王、驚きテ此の男を捕へ、急ぎ之れを殺さんとす。時に彼の人、王に白さく、「此の男ハ夫人の歌モ、又野人ノ歌トモ知らズ。只だ路を行くに、愚かニシテ音を加ふるナリ。指しテ咎無し」ト申す。王、其の辞ニ依りて罪を免じ給ヘリ。其の罪の免しを乞ふ人は此の男なり。其の果報に依りて天に生じ楽を得、天に生じテハ不死の果報を得るナリ。本誓に依りて羅漢と成るべきナリ」ト言ひ玉フ。一人の咎の免しを乞ふ善根、已に斯くのゴトシ。況んや多くの人の罪を助くるをや。

【注】

①四天王…須弥山の中腹にある四王天の主で、東方を持国天、西方を広目天、南方を増長天、北方を多聞天または毘沙門が守護している。八部衆を支配して帝釈天に仕え、仏法と仏法に帰依する人々を守護する。

②帝釈天…梵天と並び称される仏教の守護神であり、須弥山の頂上の忉利天の主である。

③大梵天王…色界の初禅天の主を指す。

④無量劫…極めて永い限りない時間のこと。

（六八）

三十一　五百王子の事

昔、国王有り。五百人の王子を養育ス。大王、御行（みゆき）有り。此の王子達、御前に立ち給ふ時、一人の僧有り。五百人の王子達の御前に琴を曳きて渡る時、五百人の王子、一度ニ出家シテ戒を受く。大王、驚き給ひ、此の事を怪しみ給ふ時、一人の大臣、大王に奏して、「王子達の御前ニ、一人の僧、琴を曳きて渡る。其の琴の音ニ云はく、『有漏諸法如幻化、三界受楽如空雲』ト云ふ音を聞き給ふニ、出家シ給ふナリ」と申しキ。其の琴を曳く僧ハ今日ノ釈迦如来ナリ。五百人の王子は、今、霊山の五百羅漢ナリと云々。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十二。

三十二　内裏火災の事

内裏ニ火災出来ス。国王・大臣ヨリ始めて諸公卿皆集まりテ諸の財物を取り出だス時、一人の僧有り。首を振り頭を撫でて、咲ひて、「悦意々々、能々」ト云ふ時ニ、大王、進みて此の僧に問ひて云はく、「汝ハ何の故有りてか、吾ガ無量の財宝の焼失するを見て首を振り頭を撫でて『悦意々々』と謂ふ。汝、此の火災を致さば、汝、已に咎有り」と言ふ時ニ、僧ノ答へて云はく、「大王、此の財に依り三悪道に堕つベキに、今日皆悉く焼失する故、三悪道を遁れ給ふ事を喜ぶ故に『悦意々々』ト云ふナリ」と。国王、僧の語るを聞き、「尤モ道理有り。咎無し」と言ひて、「人、悪道を離れず六趣に沈淪①するコト一塵ノ貯ヘヲ貪愛するノ故ナリ」と云々。

【注】

①沈淪…底本「沈論」。文意により改める。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十五。

三十三　西国の俗人の事

昔、西国に一人の俗有り。母有り。時に、異国に軍起こり来たりて、数万の兵ヲ国中に将来す。徳有る者は買ひ留まりツ。父母兄弟有りト云へば、皆買ヒ留まりツ。此の男ハ只一人極めテ貧しくシテ、買ひ留まるに由無し。老母を捨て置キ、軍陣に至りヌ。已ニ吾が方皆買ひテ、異国に追ひ取りテ行く。

老母、日夜朝暮、子を悲しび観音ノ名号ヲ唱へ奉り、燈明を献じて観音の御足を懐き、「願はくば吾が子を還せ」ト伏し拝み祈誓ス。二・三月ヲ待つニ来たらズ。老母の思ひノ実ニ切ナリ。既ニ異国、農業の時に至りヌ。此の男、田を耕ス。一人の僧、来たりて問ひテ云はく、「汝ハ何人ゾ」と。男の云はく、「吾ハ田を耕ス者ナリ」と。僧ノ云はく、「汝ハ此ノ所ノ人カ、又他国の人カ」と。男、答へて云はく、「吾ハ他国の者ナリ。老母ヲ捨て置き此れに来たる」と語りテ、本懐之を伸ぶ。僧の云はく、「汝、其の母を見ント欲すや否ヤ」と。男、答へて云はく、「朝夕恋フ。見奉らんト思ひ侍れドモ、還らば定めて殺さレナント思ふナリ」と云ふ時に、僧の云はく、「実ニ汝

（六九）

聞ケ。吾、是れ観音ナリ。汝が母、懇ろに吾に迫ル間、吾ハ汝ガ迎へに来たるナリ。汝、吾が袈裟端ニ捕らへヨ」ト言ふ。教へのゴトク、男、袈裟端に捕らふカト思ふ間ニ、吾が身ヲ見レバ観音の御背ニ負ヘリキ。即ち下を見レバ吾が母又有り。互ひニ母ト子ト容を見合はせて観音ノ利益の不思議ナル事を知ルと云ヘリ。

実ニ観音の神力ニ非ズンバ、安んぞ斯くのゴトキ勝事有らんヤ。又信心ノ至る所、須臾の間、本国に還り喜悦の眉を開く者ナリ。

三十四　国王の菓子の事

昔、国王有り。恒ニ菓子もて宴を興し給ひキ。殿守、池の側に於いて菓子を見付けて之を取ル。大王に奉る。王、此の菓子を食し給ひて云はく、「今ヨリ已後ハ只だ此の菓子ヲ奉れ。若し此れを献じ奉らズんバ、罪過を行ふベシ」ト云々。而れドモ敢テ亦た見出すベキ術モ無し。

仍りて、池ノ辺ニ至りて哭する時ニ、俗人一リ出来シテ云はく、「汝ハ何ヲカ哭ス」ト問ふ。殿守、答へて云はく、「昨日此ノ池の側デ一つの菓子ヲ得。之を取りて国王に奉る。此れを食し給ひテ、『又此の菓子ヲ奉れ。若シ奉らズんば死罪ニ行ふベシ』と。之に依りて吾れ哭ス」と。時に俗人の云はく、「吾ハ是れ竜王ナリ。昨日ノ菓子は吾れガ置くナリ。大王食し給ハバ、吾れ一駄を之に奉らン。而らバ吾に仏法を聞かシメ給へ」ト云ひテ、則ち一駄の菓子を奉る。「吾れ仏法を聞かズンバ、七日ノ内に此国ヲ大海と成さん」と云ひテ、時ニ国王・大臣、驚きて云はく、「昔ヨリ今に至るまで、此の国に於いて仏法ト云フ事、更に聞見せズ。若しは吾ガ国内ニモ又他国ニモ仏法ト云ふ物ヤ有ル。速カニ吾ニ得シメよ」ト言ふニ、更に之を得る事能はズ。

而るに国ニ一人の翁の有りて云はく、「未だ曽てモ仏法と云ふコト見聞せず。但し翁ガ祖父、伝ヘテ云はく、『吾ガ幼稚ノ時、世に仏法ト云ふ物有りき』ト聞く」ト申しあげレバ、亦た翁ガ宅ニコソ奇異の事ハ候へ。光を放つ柱一本立てレリ。『是れ何ゾ』ト問ヘバ、『此れハ、昔、仏法有りし時に立つる柱ナリ』ト申し伝へ侍り」ト奏ス。時ニ大王、其の柱を取る。之を破りて見給ふに二行の文有り。八斎ノ戒文ト云ヘリ。王、之を取りて仏法を信じ

給ヒシカバ、十方に光を放ち衆生を利益す。其ヨリ国中ニ仏法繁昌シテ、国家豊饒ナリと云々。

【注】

①国王…『今昔物語集』巻第五の十六では天竺の国王とされる。
②菓子…果物のこと。
③殿守…宮殿を守る兵士のこと。
④竜王…梵語（naga）の訳。竜神とも。水中に棲み、雨を降らす力を持つため、請雨経の本尊とされる。『法華経』で釈迦の説法を聴聞に現れた八大龍王が著名。八大龍王のうち娑伽羅龍王が、海や雨をつかさどることから、あるいは本話の竜王は沙伽羅龍王をイメージするか。
⑤一駄…馬一頭分の荷物の分量。
⑥更に聞見せず…「更不聞見」は「更不聞不見」だったか。
⑦但…原文「倶」。『今昔物語集』によって改めた。
⑧候へ…『今昔物語集』は「侍り」とする。
⑨八斎戒ノ文…在家信者が六斎日に一日一夜、出家に準じて受持する八つの戒律のこと。不殺生、不偸盗、不婬、不妄語、不飲酒、不塗飾香費舞歌観聴、不眠坐高蔽麗床戒、不食非時食戒の八つを指すことが多い（内容には諸説ある）。六斎日とは、在家信者が八斎戒を守らなければならない月に六日ある精進日のことをいう。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の十六、『撰集百縁経』巻第六（五九）、『賢愚経』巻第一（二）。

三十五　舎衛国の勝義女の事①

昔、舎衛国に九億②の家有り。其の中に貧家有り。勝義③女と云ふ者アリ。夫婦共に九億ノ家を輪④り、物を乞ひて口を活ス。仏、已に彼等ヲ教化せんが為に迦葉⑤を遣はす。迦葉、其の家に至りて物を乞ふ。勝義女ノ云はく、「聖たりと雖も世ニ意無き人カナ。吾、此の九億の家を廻リ物を乞ひ生養する身ナリ。何ゾ吾が許に来たりて物を乞ふカ。更に其の物を得ベカラズ」と云ヘリ。時に迦葉尊者の云はく、「只だ物有り。得シメ給ヘ」ト云ふ。「更に得シムルベキ物無し」と答ふ。迦葉の云はく、「猶ほ一塵なりトモ得シメよ」ト云ヘリ。

（七一）

時ニ勝義女、夫を呵責シテ云はく、「汝、何ぞ心無キヤ。聖を供養セヨ」ト云ヘリ。「抑も汝ト吾トの中ニ年比(ねんごろ)ナル麻ノ衣一ツ之有り。之を以て聖を供養セヨ」ト云ヘリ。夫、答へて云はく、「汝、極テ愚かナリ。此の衣ハ只だ一ツナリ。吾、[6]時に出でンバ、汝、裸ナリ。汝、則ち出でれバ、吾も又裸ナリ。已ニ汝ハ吾ガ命を断たんカ」ト云ふ。妻の云はく、「拙きカナ。汝、此身ハ無常ナリ。養育スれドモ終ニハ滅すベシ。吾ガ貧窮ノ苦ハ、豈に先生ノ報に非ズヤ。吾は此の藤衣ヲ此の聖ニ施さん」と云ひて、態々(わざわざ)夫を誘[7]へて即ち衣を脱ぎ畳みて、尊者に語るを以て云はく、「聖よ、目を塞(ふ)サギたまへ。吾ハ赤裸ナリ。吾ヲ見ること勿かれ。恥づかし」ト云ヘリ。迦葉、目を塞サギ之を見ズ。女人、此の衣を近く寄セテ迦葉に与ふ。

迦葉、衣を取りて鉢ニ入れ、呪願シテ仏の所に還りて仏に奉る。此の由ヲ懇に仏に語り奉り給ふ。時に仏、光を放ちて東方ヨリ始めて十方ノ仏を誦し奉り給ふ。諸仏皆集[8]り給テ供ニ呪願シテ之を讃嘆す。

時ニ波斯匿[9]王、仏ノ光ニ驚きテ仏前に詣づ。目連尊者、光瑞の旨を問ふ。仏、勝義女ガ根本ヲ語リ給ヘリ。大王、

（七二）

流涙して自ら着シ給ヘル衣裳を脱ぎテ勝義夫妻ガ為ニ其家に遣はす。又宣旨ニ云はく、「又吾ガ国ヨリ始めテ五百中国、又小国の官物ハ皆悉く勝義女ガ家に積み置き、其れを納めて取りテ来たルベシ」と云々。勝義已ニ大王の摠[10]大主と為り、天下ヲ恣にすト云ヘリ。

【注】

①舎衛国…(梵Sravastの訳)釈迦の在世当時、北インドにあった橋薩羅国の都の名。波斯匿(プラセーナジット)王の統治下にあり、後に釈迦族はその子、毘瑠璃王に亡ぼされた。都城南方の祇園精舎は著名。舎衛国。舎衛城。

②九億家…衛城の家の数を九億とする用例が諸経に散見する。『大智度論』「舎衛城中九億家。三億家眼見仏。三億家耳聞有佛而眼不見。三億家不聞不見」(T25.125c)参照。なお王舎城は十二億とされる。『同』「摩伽陀国中王城最勝。是中有十二億家」(T25.78a)

③勝義女…未詳。勝義とは、仏教の真理のことをいう。

④輪…めぐる、まわる。メグル・イタス・ワ・クルマノ

ワ（『類聚名義抄』）。
⑤迦葉…釈迦十大弟子の一人。「遣迦葉彼」は「遣彼迦葉」の語順とするのが正しいか。
⑥底本の送り仮名（吾出時ンハ汝裸也。汝出則ハ吾又裸也）の付け間違いと考え、仮に「吾出時汝ンハ裸也。汝出ハ吾則又裸也」と読んだ。
⑦誘…こしらふ。説得する。教え導く。
⑧底本の「皆集テ給而」を本話注⑥と同様に処理した。
⑨波斯匿王…幡薩羅国の王であるプラセーナジット王のこと。
⑩大主…未詳。大王との関係もよくわからない。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の三十二、『撰集百因経』巻第六（五十五）、『経律異相』巻第三十の六、『経律異相』巻第三十四の一。

三十六　深き山里ノ俗人の事

昔、深き山里ニ一人の俗有り。容顔美麗なる妻を具ス。夫婦共に年比ニテ互ひニ過ごす。時に国王、能き女を求め、天下ニ勅宣を作シテ求め給ふも、更に能き女を得ること能はズ。時に一人ノ臣下有りて奏ス、「其の国ノ山里ニ能き女侍りツ」ト奏ス。国王、聽て宣旨を下シテ件の山里に至らシム。俗人、問ひて云はく、「爰ニハ人、来たらザル処ナリ。何人なるか」と云ふ。使者、答へて云はく、「汝ガ家ニ美麗ノ女有り。国王に奉レ」ト。「吾等ハ宣旨ノ使ナリ。更に渋惜スベカラズ」と云ふ。時に俗人の云はく、「吾、此の山に住シテ犯す所無し。農業ノ勤メ致らズ。何故カ有りて召し取るベキヤ」と。使者、答へて云はく、「汝、犯す所無しと雖も王地に住む。何ぞ勅宣に背くベケンや」と云ひテ、搦め取り去りヌ。即ち夫婦ノ別れを惜しみて去りヌ。

其の女、王宮に将て詣る。王、此の女を見給ひ、喜びテ九重の宮に居え、終日竟夜早朝せザリ給ふ。但し日月を経れドモ、此の后、更に快カラズ。敢へて咲ひ給はズ。大王、思惟シテ管弦伎楽を作し緩ク歌ヒ穏ニ舞へドモ、此れを見ても咲はズ。比翼連枝の契を作せドモ、猶、思ひ冷レリ。仍ち大王、旋①リニ問ひテ云はく、「汝は民の王を得るがゴトシ、毒蛇王宮に入るガゴトシ。何故の有りて戯れ咲ふ意無きや」と。后、答へて云はく、

（七三）

「君ハ天下の主ト御座(おはしま)せドモ、吾が下賤ノ野人ノ夫ニハ劣り給ふ。己の彼の夫ハ口気の香リ栴檀・沈水を含むニ勝れ、国王と申セドモ吾ガ本の賤夫ニハ劣り給ふ。これに依りて咲はズ」ト言ふ。

時に大王、又其の夫を求むべき宣旨を下し給フ。己にこれを求め得て、将テ王宮に詣る。后ノ云はく、「今ヨリ吾ガ夫参る。爰に匂(かほ)り聞こゆ」と言す。即ち王宮に詣ずるニ、一里②の間、栴檀・沈水の香満ちタリ。大王、此の俗を将て仏前ニ参り、仏ニ問ひ奉る。「何の故有りて、此の俗の居タル一里の間ハ香気満つヤ。願はくバ仏、其の因由ヲ説きたまへ」と。仏、答へて言はく、「此の俗ハ先生ニハ樵夫なり。薪を荷ひテ山を出づル時ニ雨降りシカバ、路ノ辺ニ破れ寺有り。其の縁ニ暫く居止す。内ニ一人の僧有り。香を焼(た)き経を読む。之を見て、一念『浦山(うらやま)しき僧カナ』と念(おも)ふ。其の果報に依り、今生、己に口気香る身と成るナリ。当来ニハ必ズ香身仏と謂ふベシ」と言(のたま)ひキ。

人ノ焼香、之を見て浦山シト思ふスラ、尚、仏、受記し給ふナリ。何ぞ況ヤ身ノ功徳をヤ。

（七四）

【注】

①底本「族」。文意から「旋（しき）リニ」に改めた。

②底本「理」。傍記があるが、文字の下部に消しがあり文字の特定困難。今「里」とする。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二の十六、『経律異相』巻第三十六の十二。

三十七　人天蓋の事

昔、或人、恒ニ天蓋を具しタリ。見る人、之を奇しみ、仏に問ひ奉る。仏、説きて言(のたま)はく、「此人ハ先生ニ貧家に生まるる下賤ナリ。乞食、口活ノ為、路辺に居住ス。時ニ雨降ルニ、其の前ヲ人ノ行過ギるを留めテ、旧ク破れタル笠を此の人に施す。是の因縁に依り、今生に果報を得タリ」と云々。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第二の二十二、『三国伝記』巻第十一の十九、『法苑珠林』巻第三十七。

三十八[1]　摩竭陀国の大王の五百人の子の事

昔、摩竭陀国の大王、五百人の王子を養育ス。成人して各々威勢を施シテ、世ヲ恣にす。或る時、他国ヨリ軍（いくさ）起り来たりて、已に吾が国を打ち取らんと欲す。国王、数万騎の軍兵を遣して、相罰ス。已に負け還りテ打ち取らント欲ス。時に王宮騒動シテ逃げ去らントし給ふ。時に、五百人の王子の其の太郎ヲバ燼杭太子と云ふ。色黒きコト墨のゴトク、髪ノ赤きこと火燃ゆるゴトク、形ヲ見れバ悪ガ鬼のゴトシ。仍りて方丈ノ部屋を造りテ臥せ置きテ、人ニ見せズ。

此ノ太子、王宮ノ騒ぎを聞き、乳母ニ問ひて云はく、「吾が家の騒動すルハ何事か有るゾ」ト云ヘリ。答へて云はく、「君、知り給はズヤ。他国より軍（いくさ）起り来たり、吾が国を打ち取らんと欲す。大王モ王子も他国へ逃げ去り給ハントス。君モ何方トモ流浪し給へ」ト云ふ。燼杭太子の云はく、「事モ有らザル事ゾ有レ。何ゾ速かニ吾ニハ告げザル。吾、只今追ひ還さン」ト言ひテ、起居し給ひて、乳母に此ノ由ヲ大王に申させ給フ。王、意ニ入れ給はズシテ「賢しき事ハあらジ」トし給ヘリ。時に太子、父大王ノ御前に出で、「吾、速かに此の軍を追ひ返さん」ト申し給ひテ、人を召して言はく、「吾が祖父の転輪聖王の御弓、此の内裏の武家に在り」と白シテ「速かに持て来れ」と。臣家、即ち乞ひ求めテ太子に奉る。太子喜び弓を取りて絃を懸け、絃を打ち給ふニ、其の声已に四十里に聞こゆ。喩ふれバ雷の振ふガゴトシ。此の弓ニ大箭一斗[2]、又宝螺一つを脇に付け、只一人、王宮を出で給ふ。父大王・母ノ后共に哭きテ之を留め給ひて言はく、「軍陣に入る者は帰り来る事万ノ一なり。形ハ見悪しと雖も、汝ハ吾ガ子ナリ。速かに留むベシ」と教へ訓し給ヘドモ、「只吾ヲ許し給へ」と云ひて、速に進み出で給ふ。

已に軍陣の前に至り、先づ螺を吹き給フこと一両度ナリ。数万騎の軍兵モ螺の声を聞き、皆顛倒ス。又弓ノ絃を打ち作せバ、此の声に驚きテ万ガ九ハ逃げ去りぬ。太子の言はく、「已ニ弓絃打ち玉フ。已に以て斯くのゴトシ。況んや一矢ヲ放たば千々万々人残らんや」ト言ひシカバ、怨敵、皆退散シテ敢えて敵する者なし。太子、王宮に還り給ふ。大王歓喜して言はく、「吾、五百人の子ヲ養育すレドモ、此の軍ヲ打ち返サず。只此の子一人ノミ

（七五）

吾が子ナリ」ト云ヘリ。

時に太子、歳五十歳ナリ。始めて嫁娶せシム。又大王、思ひ給ふ「下人スラ尚近づかズ。何ぞ況んや好き人ヲヤ。吾ガ国の人ハ皆是の形ノ見悪きヲ知レリ。他国の王の娘を乞ひ求め、合はシメン」ト思す。然れドモ昼は見せズと思ひテ、夜、隠れて合はシム。

然る間、日月を経て後、大王思へり、「吾、五百人のヨメ有りと雖も見ザルナリ。吾、花逍遙ヲ設けて此の娘(ヨメ)ヲ見んことを欲す。其の月其の日、已に花逍遙有るべし」ト言ふ。時ニ諸の婦達、衣裳ノ袖口ヲ整へて綾羅錦繡ヲ身に巻き、所従の眷屬ニ衣裳ヲ染め張るなり。青黄赤白雑色、浅き深きに色整へ、已に其の日に至る。各南殿の前にシテ、千戴[③]ノ中ニ花を翫ぶナリ。或るは虫の音を聞き詠吟す。或るは詩賦を誦して延年す。或るハ歌を歌ヒ遊戯す。父王ハ玉簾を巻き上げ、母ノ后ハ蓑水帳ヲ格カへ還(モト)フカス。被物(カズけもの)・縁物、雨のゴトク雲のゴトシ。天下の見物ナリ。何事か此れに勝らんヤ。

余れる五百人の婦達、爐杭太子の后を妬みて之を咲ひて云はく、「何ぞ彼ノ君は何ぞ一人で延年シ給ザルや」と

（七六）

云ふ。又相婦の云はく、「夫の容儀ゾ」ト云ふ。太子の妻、此の事を聞きて、夜の中に本国に還る。

夜明ケレバ、太子、深山に入りて身を投げントス。時ニ樹神来たりて之を取りて受け、平地に置ケリ。帝釈、来たりて一つの玉を授け給ふナリ。又云はく、「此ノ玉ヲ髪ノ中に納め持し給ヘルは、引キ賛(すす)みテ端厳微妙ノ身と作(な)るナリ。太子の云はく、「我ニ玉を授け給ふは何人ゾ。吾は愚痴故に覚哀無し。若シ仏の来たり給ふカ、若し仏御坐せバ、吾に先世ノ果報を示せ」と。

時に帝釈、答へて云はく、「吾は是れ帝釈ナリ。汝に先世の因を示さん。汝の前生は貧人の子ナリ。乞食の来たりて油を乞ふ。時に汝ガ父ハ『清油を仏に施さん』と云ふ。汝は清油ヲバ惜しみ置き、不浄の油、一夕ニ仏に奉る。其の功徳に依りて父は国王と生まれぬ。汝は王子と生まれぬ。而て不浄の油ヲ仏に奉りしに依りて、其の報ひに形見悪き身と生まれぬ。吾は即ち帝釈ナリ。汝の髪に玉を懸く」と言ひテ立ち去リ給ひぬ。太子、光を放つこと端厳ニシテ双ヒ無きなり。時に王宮ヨリ人の跡を尋ね来たりて相値(あ)フ。太子に云ふに、「若しハ此れ仏カ、若

しは吾君、太子カ」と申セバ、太子ノ云はく、「吾ハ汝ガ主ナリ」と。太子思フに、「吾ガ光を放てしハ玉の所為カ」ト云へり。玉を取りて外ニ置けバ本身と成る。又玉ヲ懸ければ端正ニシテ光を放つ。太子、即ち王宮へ還り給ふ。父王、出で向かへテ歓喜し踊躍シテ悦び、涙身ニ余リ、数日を経。太子、本妻ノ所ニ行き玉ふに千乗万騎ヲ具シテす。時に其の舅（シヤウトメ）の国王、之を悦び、聟に国位を譲る。太子、妻を具して吾が国に還り給ふ。時に又父ノ王、国に国位を譲る。已に西国の大王と成り、天下を恣にするは、一夕ニ油を以て仏に奉る功徳サへ斯くのゴトキナリと云々。

【注】

①底本に話数表記見えず。訓読文作成の際に補った。
②底本「斗」。「手」の誤記か。
③底本ママ。あるいは「前栽」か。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第三の十五。

三十九　大臣の子の事

昔、一人ノ大臣有り。一子有り。父に後レテ極めテ貧し。本より業無けレバ憑る所無し。只思ひ得る事は「吾、盗ノ路を学びテ世を過ぐさン①」ト思ひキ。「所詮、吾、先づ小人②ノ家ニ行カズ。国王の所に行き、③駒（けい）財物を盗まン」ト。已ニ思ひテ王宮に入りヌ。王宮ニハ物甚だ多し。取りて之を運び④置く間、咽びて顛倒す。側ニ灰ト水有り。之を⑤拾ひ取りテ食ひ呑みて思ふ、「吾、斯くのゴトキ物ヲ食らふベシ。只其れ吉事」ト思ひ、物ヲバ置きて還り去りヌ。時に大王、側に立ち、此れを見て言はく、「汝ハ何ぞ物ヲバ置き去ル」ト云ヘリ。即ち答へて云ふ「吾、貧者ナリト雖も、意ノ直き者（ナヲ）⑥トス。件の灰水等を食ひ、意見ニ『此の財を取らズトモ有りナン』ト思ヘリ」ト答ふ。時ニ大王も哀愍を垂れ給ひ、即ち父大臣ノ位ニ成し給へリと云々。

【注】

①底本「返」。文意により「過」に改める。
②底本「小人」の訓点送り仮名「ヲ」。文意により「小人

ノ」と改めた。

③賻とも表記。「たから」「財物」の意（『大漢和辞典』）。

④底本「軍」。文意により「運」に改めた。

⑤底本「捨」。文意により「拾」に改めた。

⑥底本「若」。文意により「者」に改めた。

【関係説話】

『大荘厳論経』巻第六、『発心集』巻第八の三、『古今著聞集』巻第十二の偸盗第十九。

四十　玄遥・紫丹の事

昔、国王有り。二人の后妃有り。一ヲバ玄遥と名づけ、二ヲバ紫丹と名づく。所従ノ女、市[①]ヨリ還り来たりて云はく、「我、貴処に至り、法を聞けり。其の甚深ナルコト、座居して説クコト得ベカラズ」ト云ヘリ。后の云はく、「今、俄ニハ高座無し。只だ説け」ト言ヘリ。女ノ言はく、「君ハ上に居給ヘリ。吾、下に居シテ法を説カバ、君が為に咎有り。更に説くベカラズ」と云ふ。后の云はく、「我が許[②]に五百の采女有り。各衣一領を脱ぎ畳ねテ座を為すに充てよ」と云ひシカバ、各衣を脱ぎ、重ね置きテ、此の女其の上に上せて法を説かシム〈百偈□[③]也〉。后並びに五百の采女ドモ、此の文を聞き、天上に生まれて、羅漢果を得ると云へり。

【注】

①底本「予」。文意により「市」に改める。

②底本「許」の送り仮名に「シヨク」。文意により、「許（もと）に」に改める。

③底本破損。

【関係説話】

『根本説一切有部毘奈耶』巻第四十八、『中本起經』巻下本起該容品第八、『法句譬喩經』巻第二の愚闇品第十三、『法苑珠林』巻第二十四の利益部第九、『経律異相』巻第三十四の六。

四十一　金千両を以て一行ノ文を買ふ事

昔、一人の俗有り。「千両の金を以て智恵を買はん」と云ふに、更に「売らン」ト云ふ人の無ければ、「天竺に行きて買ハン」ト思ひキ。家に若妻有り。之を置きて行くコト数日ナリ。吾、留守すルニハ、母に、「此の妻ヲ能々

守護し給へ」ト云ひ置きテ、天竺に行き去りヌ。流沙葱①嶺を過へ、百万里の波濤を渡り、天竺に至る。千両の金ヲ以て一行の偈を買②得す。其の文に云はく、「長慮し諦らかに思惟して応に怒③行に率ふべカラズ。今日用ゐズと雖も、後、当に用ゐる時④有るべシ」の文なり。此の文を買得し、已ニ本国に還ル。

家に到りて密かニ我が妻を見レバ、男ト臥しタリ。仍りて首を切らント欲すれドモ、猶還すコト三度ナリ。今度ハ切らント思ふニ又退ゾキ、還りテ思惟ス。「吾、百万里の波濤ヲ渡り、千両の金を以て文を買得す。其の文に既ニ云はく、『長慮諦思惟、不応率怒行』ト云ス。吾の金、促ニ成スベカラズ」と思ひテ、暫く立ちテ思惟すル間ニ起き去るを見レバ、我ガ母、烏帽子ヲ着け、俗人と成りて臥しケル。之を見て首を振り、偈ノ文ヲ弥よ信ジテ歓喜スと云ヘリ。

【注】

①流沙葱嶺…「流沙」はゴビ砂漠やタクラマカン砂漠の総称、「葱嶺」はパミール高原一帯をさす（『仏教語大辞典』）。

②底本「置」。「買」の誤写と見る。

③底本「妬」。「怒」の誤写と見る。

④底本「特」。「時」の誤写と見る。

四十二　鷹、鵜を放つ事

昔、鵜、鷹に取ラレテ、時ニ鵜、本ヨ①諠しく鳴きて云はく、「惜しいカナ。吾、家を捨てて死ぬるヨ」ト云ふ時、鷹、鵜に問ひて云はく、「汝の家ハ何ぞ」ト云ふ。答へて「彼の田畝ノ塊ノ下ナリ」と云ふ。此の鳥、諠シ。仍りて鷹、之を放つ。鵜、本の家の塊の許に至りて、鷹を悪シキ口にて罵詈ス。時に鷹、瞋恚を起こし、又取らント欲する時、鵜、逃げテ土ノ穴ニ入るガ、塊の角ニ胸を衝きて死ス。鷹の恩有りて免るると雖も、鵜、恩を知らズシテ罵詈せしカバ、鵜は自ら死す。恩を蒙りて其の恩を知らザル者は斯くのゴトシ。花厳経に云はく、「恩を知らザル者は横死に逢ふ」の文、此の意ナリ。

（七九）

（八〇）

【注】

①底本「鵺本」諠鳴云」。今、底本のママとする。

四十三　波羅奈国の貧女の事

昔、波羅奈国ニ一人の貧女有り。色形見悪キ事鬼神ノゴトシ。女の思ハク、「吾、先世ニ善根を修せザレば、今世ニ形悪くシテ又貧窮の身ナリ。今世、又善根を修せズンバ、後世ニモ亦た後にも是くのゴトシ。吾、何モ善を修せんと思ふニ、更に術モ無し。所詮、吾身を売り、仏僧を供養し奉らン」と思ひ定めテ行キ歩むニ、更に買ふ人無し。

爰に一貧家有り。「買はン」ト云ふニ、「身を売ルニ奥ニ地者ニシテ買はむ」と云ひテ出でタリ。女、「己を売り奉る」と云ふ。又家主、問ひテ云はく、「汝が身を買はむ。兎ドモ角モセンニ、汝、云何」と云ヘリ。女、答へて云はく、「只身を売り奉らバ、御意に任すベシ」と答ふ。「抑も我が身に病有り。年久しくシテ人の温かナル肉を食セバ愈ゆベシ」と云々。「抑も汝を買フハ、其の身ヲ皮剥キ肉截り、血を吸はんと欲するナリ」と。女答へて云はく、「兎ニモ角にモ御意次第ナリ」と云ふ時、銭三文ニ女を買ふ。銭を取りて云はく、「三日間の暇を免サレ給へ」ト乞ふ。已ニ此女、免され、山寺に登り、仏僧に奉り供養を遂ぐ。一人の僧、文を誦し、女、此の偈を聞く。

主の家ニ還リ、身ヲ洗ひ清めて主の前に至り臥したる時、病の人起き挙がりテ、即ち剣を取り其の身を割き切らントス。而るに先ヅ女に問ひて云はく、「抑も汝ガ日来、何事をか成ス」と云ヘリ。女、答へて云はく、「吾、前生ニ心拙くシテ善根を修せズ。今生貧女なり。今世ニモ善を修せズンバ、生々世々ニモ又此のゴトシ。仍りて銭三文ニ身ヲ交易シテ、仏僧を供養し奉るナリ」と答ふ。病人ノ云はく、「抑も仏ハ何様の者ゾ」ト。答へて云はく、「仏ト申すハ、三十二相八十種好ヲ具し給ヘリ。見る者、歓喜シテ厭ふこと無き徳を備ヘタマフ。化し難きを能く化スル願ニ住し玉フ。一切衆生に一子の慈悲を垂れ玉フ人ナリ」と云々。病人の云はく、「然シテ何事ヲカ言フ」ト問ふ。女、答へて云はく、「仏は甚深無量の法門を説き給ふ」と云ふ。

病人ノ云はく、「而ラバ汝、其の文を持すカ。吾に語り

聞かシメヨ」と云ヘリ。時ニ女、偈を以て聞かシメテ云はく、「如来は涅槃ヲ証し、永く生死ヲ断シ、若し至心有りテ聴カバ、常ニ無量の楽ヲ得む〈文〉」と。女、此の文を説カバ、病人、忽ちニ病愈ゆ。女人トモドモ無明の惑ひを断ち、初果を証し、仏道に入るト云ヘリ。

【注】

①底本「悪ヶ事」。「悪キ事」に改めた。
②底本「陀」。傍記の「僧」に従った。
③地者…玄人の対義語。ここでは「素人の遊女」の意か。
④底本「経」の傍記に「文イ」とある。本話後半の偈の割注に対応させるため、「文」とした。
⑤底本「故」の傍記に「事歟」とある。傍記に従った。
⑥「如来証涅槃、永断於生死、若有至心聴、常得無量楽」。本話の出典となった『大般涅槃経』巻第二十二に見える偈であるが、本説話とはかなりの隔たりが見られ、直接の参照関係にあるとは考えがたい。翻刻編の解説も参照されたい。

【関係説話】

『法苑珠林』巻第十七。『大般涅槃経』巻第二十二。

四十四　屈太①の事

昔、屈太と云ふ人有り。地獄に至るに二人の獄卒有り。不慮ノ外ニ屈太、地獄の釜ニ到る。獄卒に問ひて云はく、「此ノ釜ハ何料（いかばかり）のゾ」云ふ。獄卒の云はく、「此の釜ハ屈太と云ふ人の堕つべキ釜ナリ」と云ふ。屈太の云はく、「吾コソ其れヨ。然らバ幾（いくば）く焼くか」と問ふ。獄卒、答へて云はく、「罪人の堕つべキ釜ナレバ、無量劫の間、此の釜に焼かル」と。

屈太、哭シテ誓ひテ云はく、「若し罪の極（きはま）れること吾ガゴトキにシテ、此の釜に堕つベキ者、願くバ吾一人が同じく其の身の苦に代はり、此の釜にて劫数を経む」と。閻魔の獄卒に呵責を蒙りテ答ふるに、「鉄丸にて熱さるるは、只吾一人なり」と之に答へ、「彼ヲシテ天に生まれシメ、仏道に入れシメヨ」と誓ひテ地獄の釜の中ニ躍り入ラバ、忽ち破れテ蓮花開クト云々。

【注】

①屈太…優婆崛多か。ただし、『今昔物語集』『三国伝記』『法苑珠林』所収の関係説話は釈迦の異母弟である難

（八一）

陀を主人公とする。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第一の十八の後半部、『三国伝記』巻第八の十三の後半部、『法苑珠林』巻第二十二。大元の出典は『雑宝蔵経』巻第八と考えられるが、『今昔物語集』『三国伝記』『法苑珠林』の三書に収録された関係説話と『百因縁集』収録の本話との間には相当の差異が見られることから、この三書及び本書とは別な仏書の存在が想像される。

四十五　田舎の僧の妻の事

昔、田舎ニ一人の僧有りて美麗ノ妻を具す。爾の時に国王、天下の佳女を求め給ヘリ。人有りて大王に白さく、「其の国其の郷に端厳美麗ノ女侍リ」ト。大王、之を悦び、「即ち呼ビ給ハン」ト。又国王に云はく、「人ノ夫婦ハ百年の契りを期ス。相ひ分かたんヤ、若し女を召さバ、定めて男、山野に交はらン。先づ夫を召し取りテ罪せラルベキカ」と。時に国王ノ使、彼の僧の処ニ至りて宣旨を読めリ。僧の云はく、「我、犯す所無し。何の故有りてか召すべキ」ト云ヘリドモ、云はズして、王宮に将テ詣らス。大王、此の僧を見給ふニ、之を刑するに指せる咎無し。「吾、追ふベキ処、之有り」と思し食シテ言はく、「汝、此れより丑寅ノ方、四十里行きテ池有り。其の池に四種の蓮花有り。七日の内に取り来らば、褒美を賜らン」ト仰すなり。

時ニ此の僧、国王の仰せを受けて宅ニ帰る。其の妻、食物を与ふるも食はズシテ居タリ。女、問ひテ云はく、「何事か有りて食はズヤ」と。答へて云はく、「国王の宣旨有り」と。即ち其の宣旨を語りて云ふ。時に妻云はく、「只食ふベシ」と云ヘリ。後に女の云はく、「聞くがゴトクンバ、彼の処ハ鬼神多く有るナリ。池ニハ大竜の花茎に巻きて花を惜しむナリ。行人ハ一人モ還る事無し。悲しいカナ。汝と吾と生きながらに離れント欲す。千年の契約従に鬼神が為に奪われん。吾、爰ニ独り残り留まりテ何の益か有らン。吾、汝と共に死セン」ト哭く。時に夫、誘ヘテ云はく、「千年ノ後ハ、吾、汝が身に代はらント思ひシカドモ、已に王難に遇ひ已に其の本意に違ふナリ。何とナガラ両人死すモ益無し。猶ほ此れ此れに留まレ」ト。時に女人、訓へて云はく、「其の路ニハ

（八二）

諸鬼有り。若し問はば答ふ[①]ベシ、『吾、娑婆世界の釈迦牟尼仏の御弟子ナリ』と答ふベシ。何の文を習ふト。『南無帰依仏、南無帰依法、南無帰依僧』ヲ云ひ、此の文を持つと答へよ」と訓ヘテ七日の粮を裹(つつ)みて夫に与ふ。已に出テ行くニ夫ハ妻ヲバ見返し、妻ハ夫ヲ見送る。別れを悲しみ互ひニ行き遣らズ。然れドモ留まるベキに非ザレバ歩ミ行きケリ。

漸く已に四日ト云ふニ、門守の所に至る。鬼、悦びて喰はんと欲す。先づ問ひテ云はく、「汝ハ何くより来るゾ」ト問ふ。答へて云はく、「吾ハ娑婆世界ノ釈迦牟尼仏ノ御弟子ナリ」ト云ふ。鬼ノ云はく、「吾、爰ニ数千歳ヲ経れドモ、未だ曽テ釈迦牟尼仏と云ふ名を聞かズ。吾、今始めて仏の御名を聞く。業道ヲ離れテ鬼神の身を転ず。仍りて汝ヲ免さん。是れヨリ奥ニ又鬼有り。又是くのゴトク云ふベシ」と訓ヘテ放ス。

又行くに言のゴトクに鬼有り。又喜びテ喰はんと欲す。「汝、抑も何人ゾ」ト問ふ。前のゴトク答ふるに、鬼の云はく、「何れの法門ヲカ持つ」と云ふ。即ち、「南無帰依仏、南無帰依法、南無帰依僧を誦す」ト。時に喜シテ云はく、「吾、無量劫を過ぐせドモ、未だ三帰法門を誦するヲ聞かズ。喜ばしくも汝ニ相逢ス。法門を聞き鬼身を転じ、天に生ずベシ。汝、是れより奥へ行かば大毒蛇有り[②]。善悪を知らズ、定めテ汝を呑害すベシ。暫く此れに在れ。件の花を取りて汝に得シメん」と云ひテ、即ち四種の蓮花を取り授けテ云はく、「国王ノ仰せニハ七日ト云ヘリ。汝、宅を出づること今五日ナリ。残日幾(いくばく)ならズ。汝、吾ガ背に乗レ」ト云ひシカバ、已に乗る。即ち国王の門に至りて下し置きテ去りヌ。

此の僧、蓮花を以て大王に奉る。大王、之を奇しみて問ひ給ふニ、上件のゴトク片端ヨリ懃(ねんごろ)に語り申ス。大王、此の事を聞き給ひ、甚だ深ク歓喜シテ云はく、「吾ハ鬼神に劣れリ。汝を害シテ妻を取らント思ふ。鬼、吾ニハ勝れタリ。汝ガ命を助けテ剰(あまつさ)へ蓮花を与ヘテ返す。吾、永く汝、并びに縁ノ女を免さん。速かに還りテ三帰法門を受持すベシと言へ」ト云ヘリ。

【注】

①底本「益」。傍注に従う。

（八三）

②底本「者」。傍注に従う。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第四の二十、『三国伝記』巻第八の二十七、『経律異相』巻第三十七の二。

四十六　法性寺の住僧の事　〈此の回不審ナリ。異本を見るベシ〉

昔、法性寺ニ上座の僧有り。其の寺の修理料たる鉄三廷を借り取りテ返さずシテ死す。後ニ人に託シテ云はく、「吾、此の寺の鉄三廷ヲ借用シテ出さズ。死して之に依りて堂ノ戌亥ノ角ノ柱の臂木ノ中ニ蛇にテ有リ。迫縛さレて板のゴトシ。相ひ構へて取り出でテ善根ヲ修せヨ」ト云ヘリ。一塵モ仏物を用セル者は、已ニ斯のゴトキ生を受くト云ヘリ。

四十七　波羅奈国の女、眼を抜く事

昔、波羅奈国に一人の俗有り。悪逆ニシテ仏法を知らズ。妻の云はく、「普(あまね)く好み、而モ道心有ると雖も夫に随ふ」と。或る時、不慮の外に一人の僧に遇ふ。竊(ひそ)かニ法花経十余行を読み得タリ。夫、此の事を聞きて云はく、「和御前ノ業(わざ)コソ極めテ貴し」ト、云ひテ出で去ヌ。返り来テ云はく、「吾ガ道ヲ行くニ、極めテ若く能き女ノ死しテ臥しツルガ、目ノ極テ吉けレバ、穿ち取りテ、和御前ガ眼の極テ愛無ク見悪きニ抜き替ヘン」ト云ヘリ。妻の思ふに「吾、今日死ぬナル事一定ナリ。眼を抜き取らレバ、生くベカラズ」と哭(な)ク。乳母の云はく、「サレバコソ、和君、『此の経を読み給ふゾ』ト云ひシカバ、遂に徒ニ成し給はン」ト云ひて吟(な)ク。女人の云はく、「此の身ハ無常ノ身ナリ。惜めドモ遂ニハ死ヌベシ。徒ニ朽ちテ損ジテ地を穢さんヨリハ、同じクは吾身ヲ法花経ニ替ヘン」ト云ひ、乳母と共に啼(な)き合ヘリ。

然ル間(あひだ)、夫、客殿に居シテ音怪(あやし)しくシテ妻を呼び出だス。妻の思ふに、「家内ニモ隠ルベカラズ。天に上るも、地モ入るベカラズ。逃ぐるト雖ヘドモ逃ぐるベカラズ。吾、今死なむ」ト思ひナガラ、「今参らん」トバカリ答へ、歩ミ出でタリ。夫、妻を取りて膝の上に伏せさす。眼を抜き取りテ、其の身ヲバ路頭ニ引き捨つ。側の人、薦(コモ)筵ヲ破ル。是れヲ得さシメて道辻に敷く。

（八四）

辻にて卅日ヲ過ぐ。一人の僧、来たりて問ひて云はく、「汝は何人ゾ、何ぞ眼ハ無くて臥ス」と云ふ。女、件の由を始マリより語ルに、僧、此の由ヲ聞きて山寺へ将て昇り、九十日ノ間養育ス。此の女人、夏ノ終り給ふニ夢見レバ、吾ガ読みタル経の妙法の二字、日月ト作りて空ヨリ下りテ、吾が眼目に入るト夢見る。覚シテ見るニ、「上ハ欲界ノ六天様々ノ勝妙楽、掌ノ中ヲ見るがゴトシト見徹すナリ。下ハ閻浮提二万由旬、見透シテ残る無し。等活・黒縄、乃至無間地獄の最も底ヲモ掌の中の物を見るがゴトシ」ト語レバ、僧、喜びテ云はく、「汝は已に法花経十余行ノ功力に依りテ其の報を得タリ」ト云ヘリ。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第四の二十二。

四十八　俗人、国王に頸を免ざるる事

昔、国王有り。一人の臣、大咎を致セリ。仍りて、王、其の人の頸を取らント欲す。此の人、王ニ、「七日の暇を免し給へ」と言す。申すに已に免し給ふ。此の人、家に還りて一心に三宝に帰依し奉る。七日の朝に国王の所に詣づ。時に大王、勇猛ノ人ヲ以て其の首を取らシメんとするに、此の人、仏相を現はす。已ニ首を取らんとするニ取ること能はズ。大王、又五百の酔象を放ち、踏ミ害せしめント欲ス。此の人、金色の光を放ち、仏ト成りて手指ヨリ五師子の相を出だしシカバ、象、速やかに逃げ去リヌ。仍りて大王、此の人の咎を免シテ、仏法僧を信ぜシメ給ふト云ヘリ。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第四の二十一、『経律異相』巻第三十七の三、『大方便仏報恩経』（大正三、一四七頁上中）。

四十九　越前の国の猿のために経を書く事

昔、越前国佐伽郡普広寺[②]の住僧、法花経を書く。時に獼猿[③]一匹、僧前ニ来たりて良ニ久しク居ス。僧、問ひて云はく、「汝、若しは此の経ヲ書かんと欲すルカ」と云ふ。獼猿、之に頷く。「汝、若し然らバ、穀を求めて来たれ」ト云ふ。獼猿、去りテ、一両日を経て木ノ皮を剥がし持ち来たル。時ニ此の僧、吾ガ書くところノ経ヲバ指し置きテ、此の木の皮ヲ料紙ニシテ、先に獼猿[④]ノ望みタル所

（八五）

の経を書く。獼猿、之を喜び、日々山に入り、野老(ところ)を穿(ホ)リ、山芋ヲ穿リ、菓子を取り、此の僧を供養す。已に五巻書き了レバ、次の日の午の時マデ、施主ノ獼猿来ズ。僧、恠しみテ山峰ニ求むるニ、岩ノ畔リニ芋掘リ穴に頸を指し入れ死にタリ。僧、涙を流して懇ろニ之を訪ふニ、還リヌ。

其の獼猿、経力ノ故に天に生じて三年、其の国ノ守護ト成レリ。喜瑞有るが故ニ、先づ彼の寺に至り、彼の僧に遇ひて陳べて昔の本懐を語ル。彼の僧、年九十余ナリ。僧、守護ト倶に哭き、件の経ヲ取り出シテ見ルニ「朽損シタリ」ト云ヘリ。此ヲ本経トシテ之ヲ書き読む。又千部の法花経ヲ書き供養シキ。畜生すら已に是くのゴトシ。況んや人間においてをヤ。

【注】

①越前国佐伽郡…現在の坂井郡を指すか。「佐」字は底本の「イ+在」を改めた。

②普広寺…不詳。

③獼猿…大きな猿のこと。

④底本「猿獼」。誤記か。

⑤野老…ところ。おにどころ（鬼野老）。ヤマノイモ科のつる性多年草。各地の山野に生える。苦いらしい。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第十四の六。

（八六）

五十　貧女、地蔵菩薩に仕ふる事

昔、一人の貧女有り。農業を為す。恒に田殖の力手ヲ取り、常ニ食に取り用ひテ口活を過ごしキ。先づ其の上分を以て、朝夕に地蔵菩薩に奉ル。然る間、田ノ主、廿四人をして一日に殖うるベキ由を催促シタリ。貧女、道理有るニ依りて此の事背き難し。女、其の日ノ暁に起きテ飯①を炊き、例のゴトク地蔵菩薩に奉る。返り居テ云はく、「今日、田を殖うベキ人は廿余人ナリ。吾れハ但②二人ナリ。何方ヘカ打ち追はれン」ト思ヒ悲しみ、「先世ニ吾れ、何ノ業を造り此の果報を得るや。願はくバ、十方の三宝、吾ガ今日の迫(せめ)を相ひ助け給へ」と申シテ哭(こく)ス。「吾れ一人、コレヲ償(つぐな)はン」ト思ひキ。

然る間、自然に人々来たり出(いだ)シテ、一時(ひとときふたとき)二時の間に田

を殖へ了んぬ。女、家に還り居テ思ふに、「今日の廿余人、其の為に饗セン事ヲ恐れ思ひテ隠居ス」と。時に廿余人、各来たりテ或ハ白米一斗、或いは一・二斗、或いは四・五斗の志を以てシテ還り了ルガ、各々云はく、「殖償の所作の速かナル事ヲ喜びテ還り了レリ」と。女の思ふに、「吾、今日、多くの人の迫り打つ事を欲すと思ふに、思ひの外に喜び有り」と思ふ。又飯[③]を炊き上分を地蔵菩薩に奉るに、御身体を見奉れば、土にて成る侶、立ち給ふ。爰に地蔵菩薩、貧女の志を得給ひて、一時に廿人余をして田を殖へしめ給ふと云ふ事を。時に貧女、喜びの涙を流し五体投地して仰ぎ奉る、と云へリ。

【注】

①・③底本「飲」。文意によって「飯」に改めた。

②「一」の誤記か。

五十一　貧女、吉祥天女に仕ふる事

昔、一人の貧女有り。荒野ニ柴の盧を造り居住す。口活過ごし難きニ依り、先世の果報ノ拙き事を恨みテ庵に臥セリ。其の夜ノ夢ニ僧一人来たり、教ヘテ云はく、「汝、吉祥天女に仕スベシ」と。夢覚めテ後、人に逢ひて一枚の紙を乞ひテ、吉祥天女の御身体を書き顕はシテ礼拝し給ふ。数日シテ、庵ノ辺ニ牛有りて去らズ。里村に此の事を触れテ治め飼ふニ、更ニ牛ノ主と云ふ者、出でズ。農業の時に成レバ、村里ノ人、此の牛を借り用ふルニ、価を以テ先と為ス。

自余ノ牛ハ、二・三段[①]を一日ノ所作トス。此の牛ハ、一日ニ七・八段を耕作ス。仍りて人々、此の牛を借りるニ其の価ヲ倍とす。又此の牛ノ至る処の田畠ノ生栄スル事ハ、余ノ耕作ニハ十倍ばカリ。其の間に随ふコトに依り、人々只此の牛ノ足ヲモ蹈み入れサセント競ひ来たり、これを借ル。時に此の貧女、福人と成る。所従の眷属、数万人出で来らシテ、意に任セ使はルルナリ。此の牛、三年の間能々連日叶ふ事、極り無し。

年の終りに至りテ臥シテ死ス。此の女人、涙を流して哭キ悲しみ過ごす。家中の紙に書きし吉祥天女ヲ見奉るに、俄に破レテ血付きタリ。是ニ知んぬ、吉祥天女、牛と成り給ふと云ふ事を。仍りて其の牛の為、報恩酬徳す

（八七）

ト云ヘリ。

【注】

①底本「二」。文意によって改めた。

五十二　誦経して延命の事

昔、一人の翁有り。仏法ヲ修行せんと欲して家出し、杖金三百両を篭に入れ持ス。[①]或る相人、此の翁を見るニ、「七日ヲ過ぎテ死すべシ。我、此の翁ヲ具して金を取らん」と思ひテ、相人、翁に語りて云はく、「汝ハ貴ク道心を発シテ修行し給ふ。吾、仏法修行の志深し。汝ト共ニ修行セン」ト云ヘリ。

翁、相人を具して六日ト云ふニ、思ひの外ニ人に小善根を修すル処ニ至りテ、此ノ金五十ノ両を取り出し誦経シツ。已ニ七日ノ命延びヌ。相人の思はク、「吾ハ吾家に還るに妻子有り。極めて不審ナリ」ト思ひ惟ル。亦、思ひ返シテ、「猶同じく七日具し、金を取りテ還るべシ」と思ひテ、共に具しタリ。五ヶ日ト云ふに、又善根を修すル処ニ至りテ、又此の金五十両を以て誦経す。翁、又三年ノ命ノ延びタリ。

其の時、相人の云はく、「吾、汝ト共ニ仏法修行セント思ふ事、極めて辱カシ。還り去らン」ト云ヘリ。時に翁ノ云はく、「何ぞ幾程ヲ経ザルに約[②]束を違ひ給ふゾ。若[③]し自づから便無く揖ヲヤ見給ヘル。実に本意に非ズ」と云ふ。時に相人の云はく、「実ニ吾ハ堅固ノ道心ヲ発すニハ非ズ。汝ヲ推察するに、杖三百両ノ金ヲ入れテ持ちタリ。而ルニ汝、七日ニ死スべき相之れ有り。而ルニ初めの経誦の処デ已ニ七日ノ命延びタリ。吾、還らント思ふガ、猶今七日具シテ死すべシ。金を取りて還らんと思ふ。此度ノ誦経にて又三年ノ命延ぶ。猶具行すと雖も亦後に是くのゴトシ。仍りて還らんと欲す」と□[④]。

翁の云はく、「汝ハ此の金に依りて吾ニハ具し給ひケリ。サテハ、今マデ吾ヲ殺害して金取リ給ハザルる事、其れ極めタル喜びナリ。此の金を以テ仏法修行ノ便トセント思ヘリ。而るニ財ハ速やかに命を殺すべシ。本意有りて此の金を得[⑤]シムにシカズ」と云ひテ、残金ヲ百両相人に得シム。其ノ翁ハ今の釈迦牟尼仏ナリ。其の相人ハ当来ノ弥勒仏ナリ」と云ヘリ。

（八八）

【注】

①底本「持」の右下に「也」あるいは「ス」らしき文字が見える。

②底本「速」。仮に「速」をそのまま読む場合は、「約を違ひ速やかにし給ふゾ」と読むか。

③底本「若自無便□ヲヤ見給ル」。字形から仮にこのように読む。あるいは「損」か。

④底本破損のため不明。

⑤底本のままだと意味が通じない為、「得」を入れて読む。

五十三　南天竺の五百人の釣人の事

昔、南天竺の浜に、五百人の釣人有り。朝夕、殺生業を以て一生ヲ過ぐす。然るに五日ノ間、件の魚釣らレズ。六日と云ふニ、一ノ大魚を釣り得たり。其の身大ニシテ十七人の首ヲ具しタリ。釣人、之を見て驚き逃げ去りヌ。爾の時、釈尊、鷲峰山に在り。彼の魚を見、速やかに其の魚ノ処に飛行し給ひヌ。仏、魚に問ひて云はく、「汝、何の故有りて身極めて大ニシテ、十七の首ヲ具する」と。魚、答へて云はく、「吾、先生に人と生まれ、知る所有りて僧と作る。仍りて随分ニ人ノ請ふるを得、高座に登りて説法セシニ、其の高座ノ側ニ、僧十七人有り。『吾、即ち汝等に問ふ、吾が説法ヲバ貴く聞くか』と問ひシニ、『イサ、①兎も角モ聞き得ズ』ト云ふ時、吾、『汝等ハ畜生かな。何ぞ説法ヲバ貴く聞き思ハザルニ』と云ひ恥ぢシメキ。其の業に依りて、九十一劫ノ間、此の果報を得タリ。而ルニ其の業漸く尽き、今、此の釣に禽（とら）はるルナリ。吾が僧を恥ヂシムル業、已に尽きセリ。又②経教学ぶベキ結縁ノ砌③、之有り。仏、証知し給へ」ト申す。仏、過現未の事能く能く知り給へドモ、人間、此の事を聞き知らシメンガ為、此の大魚ノ過去ノ本源を明かシメ給ふナリ。其の大魚、并びに五百人の釣人ドモ、仏を見奉り、罪障消滅シテ、天上に生まる。

其の魚トハ当来弥勒仏ナリ。五百人の釣人とハ、今の五百阿羅漢ノ人ナリ、と云ヘリ。

【注】

①底本「チ」の左に「イ」。文意により「イサ」と改める。

②経教…①経典、②経典に書かれた教え（岩本裕『日本仏教語辞典』、一九八八、平凡社）。

（八九）

③底本「切」。文意により「砌」に改める。

五十四　鳩睒弥の持経者の事

昔、鳩睒弥[①]国に一人の俗有り。母に後れて後出家シテ山に入り、仏法を修行シテ持経者と成り、年来を過ぐす。或る時、大山府君来たる。而して経を聞く時、持経者、問ひて云はく、「汝ハ何人ゾ」と。答へて云はく、「吾ハ是れ大山府君ナリ。汝が経を聞く為に来たる」と云ヘリ。持経者、又問ひて、「汝ハサテ獄衆ニコソ有りナン。吾ガ母の在所ヲバ知り給ふカ」と問ふ。答へて云はく、「等活地獄に在り」と。持経者ノ云はく、「而して汝、吾を将て行き給エ」と云ふ。大山府君、通力を以て持経者ヲ具し、等活地獄に至り、其の母を見シム。母、火灰のゴトクにシテ人形にモ非ズ。僅カニ其の声を聞くニ云はく、「此の地獄の苦患ハ堪へ難し。首より骨髄に徹[②]リ、髄より趺(あなうら)に徹る。堪へ難き事、極まり無し」と。持経者、問ひテ云はく、「吾が母、何(いかん)」ト問ひ給はバ、答へて云はく、「此の地獄ノ苦ハ、塵ばかりモ苦ニハ非ズ。汝と別れテ已後、今日に至るまで、『吾が子、世に争(いか)ガ有らン』ト思ヘル意、実に骨髄に徹りて首を破るがゴトキナリ。此の地獄の苦ハ、只千分の一分ニモ及ばズ」ト云々。子の持経者、此の語を聞きテ、其の地獄に留まり、経を誦(と)カバ、母、并に其の獄中の無数億の罪人、皆共に苦を離れ、浄刹に生ずと云ヘリ。

（九〇）

【注】

①鳩睒弥国…コーサンビー。底本「有睒弥国」。「有」の傍記に「鳩イ」とあり、傍記に従った。

②徹…トホル・イタル・スツ・シリゾク・ヲハル・ケヅル・トル・アキラカ・ヌク・アカル・サハヤカ・アバイテ・コボツ（以上『類聚名義抄』）。トル・ヌク・イタル・アシ・アト・ヲサム・トホシ・アキラカ・シリゾク・スツ・アカル・ケヅル・ヲハリ・フカシ・サハヤカ・アバイテ・トホル・ミチ・マカル・コボツ（以上『字鏡集』）。

【関係説話】

『三国伝記』巻第四の十九。

五十五　天竺の賢直の事

昔、一人の法師有り。盗人ナリ。賢直ト云フ。凡そ天下に人有る所の物を取リ用ふルニ、人に知られざる名人なり。而シテ数年を経。然るに国王の御玉①一果、已ニ盗み去りぬ。諸の公卿・大臣、集まり尋ね求むるに得ること能はズ。一人の臣家有り。奏シテ曰はく、「此の玉は即ち賢直ガ盗み取らン」と申す時ニ、国王の云はく、「賢直ハ已に諸野の人ナリ。吾が所に来たりて玉②ヲバ取るべカラズ」と言ヒ玉フ時、臣家、亦白して云はく、「猶賢直を召シテ罪セラルベシ。彼の法師ハ打つニモ打たズ、又射るにも射ザル者ナリ。只和誘シテ取るベシ」ト申す時、大王、勅宣を作シテ給ふニ、使者、已に至りて云はく、「汝、已に王の地に住メリ。速かに国王の仰せに随ふベシ」と云ひ、搦め取り将て詣ル。大王、御覧ジテ罪に充てズ。但、一提の酒を呑ましメテ、已に酔ひテ臥セリ。仍りて天冠ヲ着シメ、手を巻き入れテ、急ニ天上の目出度様を造り作す。喩ヘバ喜見城のゴトシ。王女・采女等を随ヘテ、極めて美麗厳好ニシテ、首ニ天冠を被り、微妙神妙ニシテ賢直ガ前に得シム。

酔ひ覚めて吾が身を見レバ、已に天上ノ人の形ナリ。居処ニ采女有り。総テ天上の作法に異ならズ。時に奇しミ思ひテ件の采女等に問ひて云はく、「吾が身は已に人界ノ野人ナリ。睡眠ノ間ニ天上に生まれタリ。汝等ハ何ン」ト云ふに、采女等、答へて云はく、「汝ハ已に中天竺の盗人賢直ナリ。而ルニ大王の御玉ヲ盗み取ルニ依りテ天上に生まるナリ」と云ふ。時ニ賢直、怪しミ思ふに、「盗むモ天上に生まれ、目出たき果報を得。然るニ盗みモ有るベキ事にコソ有りナン」ト思ヘルガ、又打ち還シテ思ふに、「吾、法花経を講演セシ所に行きテ聞カバ、『天上ノ人ハ目出度し』ト講師ノ言ヒシカバ、猶怪し」と思ひテ、件ノ采女を見れバ、各目出度ケレドモ、仍りて猶人ニコソ有り。謀ナリケリト思ひテ申すに、「吾、更に国王の御玉ヲハ盗み取らズ。若し猶疑ひ思し食サバ、此の天上の目出厳きヲ取り返し給へ」ト申す時、大王、此の事を聞きて言はく、「賢直は更に吾ガ玉③ヲバ盗まズ」と言ひテ、其の天上の荘厳等并びに采女・眷属皆共に永く賢直を免し（ゆる）タマフナリと云ヘリ。

（九一）

【注】

①②③底本「王」。文意により改めた。

【関係説話】

『今昔物語集』巻第五の三、『経律異相』巻第四十四の三。

五十六　猟師の取りたる鷹の事

昔、一人の猟師有り。五百の鷹を取り、篭に入れて之を養ふ。日々一を宛て殺シテ之を食らふ。其の中に一の鷹有りて思ふに、「吾、四方を飛行する事意の任なり。天を極め、地を尽くすニ自在を得タリ。而るに篭に込めラレテ、内は天地に暗し。已ニ死門に入る。今、明日ヲ知らズ。之を思フニ、此れ又先生の業因ノ致す所ナリ。食を得ると雖も、此の身更に明日の命を過ぐベカラズ。願はくバ、十方ノ三宝、吾を相ひ助け給へ」ト思惟シテ、食はズシテ数日を経シム。然ルニ間に身疲れテ細く成りヌ。仍りて篭目ヨリ出る事を得タリ。飛行する事の自在なル事、願力ノ故に本のゴトキナリ。

「吾、本の篭の鳥共ノ許トニ還り、此れ此れの理を語り告げン」ト欲す。速かに飛び至りテ、残りの鳥共に告ゲテ云はく、「汝等極めて愚かナリ。物を食はルハ命を助くるガ為ナリ。汝等食を止め、即ち十方の三宝を吾のゴトク念じ奉レバ、篭中ヲ出て命存へ、飛行の自在を得ん」と教えシカバ、鳥共、其の教へに随ひ、皆、篭を出でて、本のゴトク飛行の自在を得たりキ。

其の教へシ一鷹ハ、今の釈迦牟尼仏ナリ。教へを受けし鷹トハ、今の五百阿羅漢ナリト云ヘリ。

（九二）

【関係説話】

『報恩経』巻第五。

①林間録に云はく。②潭州ノ道③吾山に④湫有り。⑤北人、水池を呼びて湫と為す。毒龍の蟄所なり。⑥墮ちたる葉、波ニ觸るれバ、必ず雷雨日を連らぬ。過ぐる者、敢えて喘ガズ。慈明と泉大道ト同じク遊ぶ。泉、其の衣を牽いて曰はく、「同じく浴すベシ」と。慈明、⑥肘を掣て⑦徑に去レリ。泉、衣を解て躍り入る。霹靂随ひて至り、腥風雨を吹く。林木⑧揪播ス。慈明、草中ニ蹲り、大に驚きて、「泉、死ス」ト意ヘリ。須臾ニ晴霽ス。忽ち頸ヲ引くに、波間を出でて笑ひて呼びて曰はく、「⑨囚」と。

又嘗テ夜ニ祝融峯[10]の頂ニ坐ス。大蟒有りて之を繞盤す。泉、衣帯を解て其の腰を縛る。中夜見えズ。黎明ニ杖ヲ策いて徧山に之を尋ぬ。帯枯松ノ上に縛る。蓋し松の妖ナリと。誠に是れ無為閑道人の家風、斯くのゴトシ。豈に是れ凡愚ノ所為ならんヤ。

寛永第十〈癸酉〉四月四日　宮谷談所にて之を書くノミ。

【注】

①『林間録』〈りんかんろく〉二巻　続蔵二乙―一一。本話は下巻の百十四話目に見える。
本書については序文の注①参照。
②潭州…現在の湖南省長沙市一帯。
③道吾山…現在の長沙市に存在する山。
④湫…声符は秋（しゅう）。〔説文〕十一上に「隘下なり。一に曰く、湫水、周の地に在る有り」とあり、狭く低い地を湫隘という。字はまた、秋隘に作る（『字通』）。
⑤『林間録』国会図書館本には「湫」の説明無し。
⑥底本「徑」。文意に従い「経」から改める。
⑦底本「時」。文意に従い改める。
⑧掀播…「掀」は「上がる」の意。「播」は「上がる」「散る」の意。
⑨囚（カ）…船を引く声、かけごえ、力を出す声（『大漢和辞典』巻一一）。
⑩祝融峯…道教の五岳の一つ、衡山（こうざん）（南岳）の最高峰（約一三〇〇メートル）。現在の中国湖南省衡陽市。

■索引

	見出し語	話数
1	阿難（あなん）	九話、十一話、十四話、二十二話、二十八話
2	犬（いぬ）	十八話、二十話、二十八話

	見出し語	話数
3	采女（うねめ）	三話、三十話、四十話、五十五話
4	閻魔（えんま）	十三話、二十話、四十四話
5	迦葉（かせふ）	九話、十一話、十四話、二十二話、三十五話
6	迦毘羅国・迦頻羅国（かぴらこく） 迦毘羅城（―じゃう）	六話、十一話
7	耆闍崛山（ぎしゃくっせん） 霊山（りゃうぜん） 鷲峰山（じゅぶせん）	序、七話、九話、十四話、十九話、三十一話、五十三話
8	狐（きつね）	八話、二十話
9	公卿（くぎゃう）	三十二話、五十五話
10	国王（こくわう） 大王（だいわう）	一話、三話、四話、十一話、十二話、二十二話、二十三話、二十六話、二十七話、二十八話、二十九話、三十話、三十一話、三十二話、三十四話、三十五話、三十六話、三十八話、三十九話、四十話、四十五話、四十八話、五十五話
11	象（ぞう）	四話、四十八話
12	釈迦（しゃか） 釈尊（しゃくそん） 仏（ほとけ）	一話、四話、六話、七話、八話、九話、十話、十一話、十三話、十四話、十五話、十九話、二十二話、二十三話、二十六話、二十八話、二十九話、三十話、三十一話、三十五話、三十六話、三十七話、三十八話、四十三話、四十五話、五十二話、五十三話、五十六話

（九四）

13	舎利弗（しゃりほつ）	九話、十一話、十四話、二十二話
14	舎衛国（しゃゑこく）	七話、十話、十四話、十九話、二十八話、三十五話、
15	仙（せん）	一話、八話、二十二話
16	僧（そう）	二話、三話、五話、八話、九話、十三話、十九話、二十話、二十三話、二十四話、二十七話、二十八話、二十九話、三十一話、三十二話、三十三話、三十六話、四十三話、四十五話、四十六話、四十七話、四十八話、四十九話、五十一話、五十三話
17	帝釈（たいしゃく）	九話、二十六話、三十話、三十八話、
18	大臣（だいじん）	四話、十一話、三十一話、三十二話、三十四話、三十九話、五十五話
19	提婆達多（だいばだった）	一話、二十六話
20	盗（たう） 盗人（たうじん）	七話、二十話、三十九話、五十五話
21	鷹（たか）	四十二話、五十六話
22	地獄（ぢごく）	一話、二話、四話、十三話、二十話、二十一話、二十九話、四十四話、四十七話、五十四話
23	地蔵（ぢざう）	二話、五十話
24	天竺（てんぢく）	五話、四十一話、五十三話、五十五話
25	波羅奈国（はらなこく）	四十三話、四十七話
26	貧女（ひんじょ）	十二話、三十話、四十三話、五十話、五十一話、

（九五）

（九六）

	見出し語	話数
27	蛇（へび）	五話、八話、二十話、二十八話、三十六話、四十五話、四十六話
28	法花経（ほっけ） 妙法蓮花経（めうほふれんげきゃう）	序、十五話、二十話、四十七話、四十九話、五十五話
29	梵天（ぼんてん）	二十六話、三十話
30	弥勒（みろく） 慈氏（じし）	序、八話、五十二話、五十三話
31	目連（もくれん）	十話、十一話、二十二話、三十五話
32	羅漢（らかん）	二話、七話、九話、十九話、二十三話、二十八話、二十九話、三十話、三十一話、四十話、五十三話、五十六話
33	龍・竜（りゅう）	三話、五話、九話、十一話、三十四話、四十五話、跋
34	蓮花（れんげ）	六話、九話、十三話、二十三話、四十四話、四十五話、

※目録を除く複数話（序文・跋文含む）で確認できる語句を対象に索引を作成した。表は、見出し語→読み→該当話数の順になっている。読みは『日本国語大辞典』の読みに準拠した。

※同一の対象を指すと考えられる語は同一の見出し語として扱った。ただし、「仏」は釈迦を指すと判断できる例のみを記載している。また、「盗」と「盗人」とは用例が少ないため同一の項目として整理した。

〈付記〉

本原稿作成にあたり、コロナ禍の影響のため各説話分担者が会同して点検する場を持ちえなかった。次善の策としてメールのやりとりで作業を進めたが、分担者の事情もあり途中からは円滑に進めることが困難になった。そのため、最終的には追塩千尋と竹ヶ原康弘が原稿作成

と点検を行った。本原稿に不備や誤りがあるなら、それは両者の責任であることをお詫びも含めて付記しておきたい。

（九七）